

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年9月11日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君
副 市 長 今 尚 文 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
総 務 部 長 中 尾 裕 二 君
生活福祉部長 佐々木 雅 之 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 野 間 井 照 之 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 和 田 博 君
教 育 長 藤 原 忠 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市立総合病院院長 内 海 博 司 君
市立務部局長 内 海 博 司 君
市立大局学長 三 澤 吉 巳 君
会計室長 成 田 勇 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知識員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に田中之繁議員より遅延の申し出がありましたので、報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 駒津喜一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新名寄市総合計画について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） おはようございます。議長の御指名がございましたので、通告に従い、質問してまいります。

第1点目は、新名寄市総合計画について質問してまいります。当総合計画第1次は、2007年から10カ年を対象として策定されました。この中の都市環境の整備では、まちなか居住や新たな居住人口の推進、市街地中心部への公共施設及び都市施設の再配置、市街地中心部における土地の高度利用や都市生活環境の質的な向上などを考慮した都市計画の策定、商業拠点地区の形成を基本として複合交流街区の誘導を図るとともに、中心市街地にふさわしい町並み形成と周辺の景観、環境に合った施設計画を実施、市街地再開発事業により中心市街地の衰退を抑止し、活気とにぎわいのある市街地を形成し、活性化といった文言が並んでいるわけではありますが、今回のポストフル名寄店出店は前述した名寄市都市環境の整備に大きく影響するものと考えます。このたびの出店は、コンパクト化に向けた国の政策転換や道のガイド

ライン、名寄市の方針を無視したものと受けとめております。出店訴訟を目指した条例制定でありましたが、結果的には適用されず、施行前に着工となったわけであります。しかしながら、これ以上中心市街地に貸し店舗の張り紙をふやしてはならないと強く考えているものであります。名寄市民の間には、ポストフル出店を歓迎する向きの方もおりますが、将来を見据えたときに本当に成り行き任せでいいものなのでしょうか。100年以上もの歴史を持つ商店街の消滅的なことを黙って見過ごすわけにはいきません。商店街は、文化が集積しております。自由競争に敗れて看板をおろすということになれば、その文化の担い手が失われ、まちの魅力まで失われてしまいます。消費者である住民は、それを望んではないと思うのであります。

先般経済産業省が地方都市の中心街に閉店した店が並ぶシャッター通りを解消しようと、まちづくりを成功させるためのポイントをまとめたパンフレットを制作し、各自治体や商工会議所などに配付いたしました。名寄市にも配付されていると思いますが、その中で同省はまず当たり前と思えることから見直してほしいと説明しております。やはり訪問客のニーズと利用実態を探究して、まちづくり全体をプロデュースする人材を配置することが肝要ではないかと思われれます。また、市民等に町中にぎわいプランを募集したり、あるいは市内の加盟店で実施している未来カード、ポイントカードを金券として公共料金の支払いができるように行政としても前向きに検討してはいかげなものかと考えているものであります。

行政といたしましても、この種の対策においては当然ながら何らかの財源が必要と思われれます。一部財政の見直しも必要なのではないでしょうか。名寄市の逼迫した財政の中で、やはり未納金の問題、将来のためやらなくてはならない事業であることは承知しているものの、風連地区市街地再開発事業の見直しと軽、重、緩、急をしっかりと考慮

しなければならぬと思われまゝ。

そこで、中心市街地活性化のために、今後行政としての取り組みをお伺いいたします。

2点目は、教育事業についてお伺いいたします。モンスターペアレントという子供の通う学校に理不尽な要求や抗議を行う親に全国の公立小中学校や教育委員会が苦慮している実態が報道をされました。保護者の対応に追われる実態は、文部科学省が昨年実施した教員勤務実態調査でも明らかになりました。調査は、昨年7月から6カ月間、毎月360の小中学校で教員約4万6,000人を対象に実施されました。この中で、保護者や地域住民の対応がふえたと感じる教員は、とても感じる、割と感じるを合わせると小学校では74.9%、中学校では70.6%に上がったとあります。最近では、全国の道府県庁所在地と政令市、東京23区のうち73市区の教育委員会に調査した結果でも67教育委員会から回答があり、40教育委員会が身勝手な要求や問題行動に苦慮していると回答しております。

具体例では、自宅で掃除させていないから、学校でもさせないでほしい、子供同士で小さなトラブルになった相手の子を転校させるか登校させないでほしいなど、我が子かわいさから理不尽な要求に至るといったケースが目立ったとあります。また、勉強の進みぐあいがおくらせている中学生に小学生の問題を解かせたところ、子供が精神的に傷ついたり抗議したり、子供が起こした自転車事故なのに学校の指導が悪いと主張をしたりする例もあったとしております。親が学校現場を飛び越し、教育委員会や文科省にメールや電話で苦情を申し込むことも多く、ある教育委員会では抗議の電話が6時間に及んだということでもあります。また、暴力団とのつながりをほのめかし、圧力をかけようとするケースもあったということでもあります。

このように、親からの継続的なクレームに対応するため教師が部活動の指導やテストの採点作業

時間が奪われたり、精神的なストレスを抱えたりすることも多く、教育活動に支障を来しているということでもあります。名寄市の教育現場では、どのような実態になっているのかお知らせください。

次に、学校運営についてお尋ねいたします。教頭先生の肩にかかる業務は数多いわけですが、さらに2006年度から教職員の人事評価制度が導入され、1次評価者としての役割も加わるわけでもあります。学校教育法は、教頭の職務を校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどると規定しておりますが、教頭は校長を補佐し、外部との連絡調整役も務める学校運営のかなめでもあると思われまゝ。

不登校やいじめに、時には前述した理不尽な内容、要望を含む保護者からの注文、要望など、学校現場を取り巻く状況は複雑化していると思われまゝ。多忙さから、心身に変調を来す教師がふえつつある中で、メンタルケアも管理職の重要な仕事だと思われまゝ。こうした現状に対応し、学校運営をスムーズに進めるためには教頭が校務に専念できる体制づくり、すなわち生徒に対する目配りや教師への指導助言といった本業に専念できる体制づくりが大切だと思われまゝ。

そこで、教頭の授業の受け持ちは、学校教育法では必要に応じてという部分に基づく業務だと思われまゝ。担任の代替など、特別のケースに限られる小学校に比べ、中学校はほぼ常態化しているのではないかとと思われまゝが、どのような実態になっているのか、教頭1人当たりで週平均何時間担当しているのかお知らせください。

3点目は、消防事業についてお尋ねいたします。御承知のとおり、AEDは心臓がとまった人に電気ショックを与えて蘇生させる機器であります。発症から5分以内に電気ショックを施せるかが命を救う境目になると言います。従来は救急救命士しか使うことができなかったわけですが、医療関係者の提言もあり、厚生労働省が2004年7月の同省通知で一般市民の使用が認められて

普及しております。当名寄市にもかなり普及されてまいりました。

東京消防庁の実態調査によりますと、昨年中一般市民の目の前で心肺停止状態になった管内の傷病者は3,107人で、そのうちの41人が近くにいた人からAEDの処置を受け、17人が病院搬送前に心拍が再開したそうであり、再開率は41.5%、一方AEDや心臓マッサージなどの心肺蘇生処置を受けなかった2,193人中、心拍が再開したのは141人、再開率は6.4%にとどまり、心拍再開率は約7倍の開きがあったと報告されております。

名寄の場合は、救急車の現場到着は18年度の統計によりますと、現場到着所要時間の急病での平均時間は4分14秒と報告されておりますが、ひとまず安心な部分があります。健康な人が突然体の不調を訴えたときに、どれほどの人がこのAEDで処置できるのか想像できません。

そこで、AEDの保有状況、また保有施設等内の職員等が使用できる知識の普及実態はどうなっているのか、保有位置は一般市民にどのように普及しているのかお知らせください。

次に、消防団事業についてお尋ねいたします。名寄市の消防年報によりますと、名寄消防団員は126名で平均年齢は43.28歳、風連消防団員は62人で平均年齢は記録されておりましたが、名寄とほぼ同じぐらいと思われ、意外と平均年齢は若いわけであり、逆に言いますと日中は仕事を持っている人が大半なのではないかと思われ、したがって、消防団員不足、男女共同参画の点からも昼間活動のできるお年寄りや女性に活躍の場があつていいのではないかと思われ。

そこで、日中働いている消防団員の人数、名寄、風連の女性消防団員の数、その主な役割をお知らせください。あわせて、将来についての消防団員の充実を図るための取り組みもお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わらせていただき

ます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては総務部長からのお答えになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、中心市街地活性化のための取り組みでございますが、中心市街地活性化に当たりましては名寄市が新総合計画で進めるまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化基本計画の策定に向け、素案づくりに着手をさせていただいたところであります。人口の減少、少子高齢化社会が到来する中、都市機能の中心市街地への集積とコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指すため、市役所内部に中心市街地活性化調整会議を設置し、現在議論を重ねているところでございます。

特に都市機能の集積では、1つ目にはどうにぎわいをつくっていくのか、つまりにぎわいの創出でございます。2つ目には、まちなか居住の推進、3つ目には公共交通機関の利用者の利便性、4つ目には商業の活性化を柱に高齢者や子供たちにも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を進めているところでございます。さまざまな都市機能が集約されましても、またまちなか居住が増加いたしましても、中心市街地自体に魅力がなければにぎわいは生まれません。魅力ある商業サービスの提供や四季折々の行事でのイベント、商店街を花で飾りつけるなど、ソフト事業や現在事業展開をしている未来カードの推進など、商店街連合会、商工会議所などと連携をとって進めてまいります。

中心市街地活性化のために総合計画、まちづくり懇談会の意見や都市計画マスタープラン、住宅マスタープランのアンケート調査、さらには市民

の買い物動向調査、大学の意見などを参考に町中にぎわいプランなどを検討してまいります。

なお、ポストフル出店に伴います地域への影響は私どもも同じ考え方でございます。

また、一般事業の見直しにつきましては総合計画ローリング、予算査定での事業精査などで検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、教育事業についてお答えをいたします。

初めに、モンスターペアレントについて、近年都市部を中心に学校に対する無理難題や理不尽な要求を繰り返す保護者に各地で対応に苦慮する学校が急増しているとの報告がなされています。21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくためとして内閣に設置された教育再生会議においては、これらの問題に対して機動的に対処する学校問題解決支援チーム、仮称でありますけれども、を設け、学校においてさまざまな課題を抱える子供への対応や保護者との意思疎通の問題等が生じている場合、専門家の参加を求め、関係機関の連携のもとに問題解決に当たるよう提言しております。また、文部科学省では悪質なクレームの対応をカウンセラーや弁護士など、外部の専門家に任せる外部委託を導入する方針を固め、来年度から試験的に全国10の教育委員会を指定し、その成果を見て全国に導入する予定であります。

名寄市においても年々学校に対する保護者の要望は変化し、要求の度合いも高くなってきております。本来であれば家庭で行うべき内容を学校に依頼してくる場合もあるようです。しかしながら、大半の保護者は学校に協力的であり、良識ある対応となっております。いわゆるモンスターペアレントと言われるような保護者からの理不尽な要求を突きつけられ、苦慮している学校についての報

告は現在なされておられません。これもひとえに日ごろから各学校が保護者や地域との小まめな連絡体制を築くとともに、懇談や家庭訪問などを通して相互理解に努めている成果と思われれます。

名寄市教育委員会といたしましては、今後とも学校が保護者や地域との円滑な関係を維持できるよう常に対話と相互理解に努めるとともに、そのような無理難題な要求がなされることのない学校経営に心がけるよう指導してまいります。また、そのような理不尽な要求があった場合には毅然とした対応をとれるよう指導していくとともに、教育委員会としても学校への全面的なバックアップを講じてまいりたいと考えております。

次に、学校運営についてお答えをいたします。教頭の職務は多岐にわたっておりまして、学校経営に当たる校長のよき補佐役であり、職員のメンタルケアを含めた指導助言をする立場から、職員室の担任とも言われる学校運営上、重要な立場にあります。また、事務的な作業も数多くあり、多忙な状況にあります。

議員の御質問のありました教頭の授業の受け持ち時間についてであります。名寄市内においては小規模校の小中学校4校で教頭が学級担任を兼務しており、週20から28時間の授業を受け持っております。本来教頭は、校務全般を受け持つため、ただいま議員がお話しになりました中学校の教頭が常態的に授業を受け持つということはありませんが、教員等が急に休んだりしたときの補欠として授業を受け持つような場合があります。

教頭が本来業務に専念できる環境を整えていくことは、学校運営上とても重要なことでもあります。今年度学校教育法の一部が改正され、副校長、主幹教諭、指導教諭など、新しい職の設置が可能となりました。設置については、各都道府県教育委員会の判断にゆだねられることになり、北海道教育委員会では副校長等の職の設置に関する検討委員会を立ち上げ、学校規模等による配置基準の設定など検討に入ったところであります。名寄市教

育委員会といたしましてもこれらの動向を注意深く見守り、学校が本来あるべき組織的、機動的な体制を構築し、子供たちにとってよりよい学習環境となるよう今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、消防事業についてお答えをさせていただきます。

初めに、AEDの関連でお尋ねをいただきました。現時点での保有状況は、名寄庁舎、風連庁舎を含めた公共施設関係で14台、高等学校で4台、病院、老人保健施設関係で4台、金融機関で2台、企業関係で1台の合計25台となっております。AED保有施設の関係者及び市民を対象に毎年9月に展開される救急医療週間を初め、講習依頼を受けて随時実施をしております。平成17年度で12回、260人、平成18年度で25回、485人、今年度におきましても現在のところ9回、193人の参加をいただいております。また、保有施設におけるAEDの標識につきましてもわかりやすいところに提示をするようお願いをしているところであります。今後につきましても市民に対するAEDの取り扱いを含めた応急手当ての普及啓発活動を積極的に行い、救命率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防団の充実強化についてお尋ねがありました。日中の仕事につかれているということでの把握はしておりませんが、本年4月1日現在で名寄消防団は126人、うち女性の消防団員は13人で、その就業形態は被雇用者69人、自営業者37人、家族従業者14人、その他6人です。風連消防団は59人で、その就業形態は被雇用者14人、自営業者29人、家族従業者13人、その他が3人となっております。

消防団の活動内容については、火災の鎮圧、予防、警戒業務、風水害等の災害の予防、警戒業務等が主なものでありますが、名寄市国民保護計画

に基づく武力攻撃災害の対処などの重要な役割も持っております。消防団につきましては、常備消防の整備状況及び地域の自然的条件、社会的条件によりましてさまざまな役割分担が考えられますが、当市のような常備消防の比率が高い地域では通常の火災では常備消防団が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなります。また、予防面につきましては女性消防団員の活動により独居老人を含めた一般家庭の防火診断等、各戸訪問時のきめ細やかな対応をしているところであります。

将来におきましては、新総合計画後期計画に消防団の拠点施設建設の計画がありますが、今後におきましても地域社会における消防、防災の中核的存在として地域に密着した幅広い活動を期待し、災害時においても地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮して効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行い、仕事を持つ消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整備をして消防団員の確保に努め、消防団の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま各質問に対しまして御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の中心市街地活性化についてでありますけれども、この定例会の冒頭に市長から商工会議所が中心となって特別委員会が設置されて、中心市街地活性化協議会の設立に向けて作業を行っているという報告がございました。そして、ただいまの答弁でも中心市街地活性化基本計画の策定に向けて素案づくりに着手していると。いわば始まったばかりで、これから取り組んでいくのだということと認識しておりますけれども、まちが壊れてしまっただけからでは、どんなすばらしい計画であろうが、マスタープランであろうが、意味がなくなってしまうわけでありまして。私は、やは

りこの時期というのは非常に重要なものだと思います。抜本的な町並み整備も必要でありましょう。また、ハードとソフトな面での整備も必要ではあるかと思えます。しかし、来年度大型店が開店するわけであります。これに対応できるものから、計画と実効性がなければならないとされているわけでありますが、そこでいつをめどにして協議を進めていっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、先ほどの答弁で未来カードの推進をしてまいるということでございますけれども、金券として公共料金とか税金等、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税とかに活用できないものかと、こんな施策を長野県の野沢温泉村では制度を導入しているわけであります。もちろん税金は法律上、現金か有価証券でないと納付できないと義務づけられているわけでありますけれども、そこで野沢温泉村ではまちの納税窓口に持ってきたスタンプ券を職員が商工会議所で同金額を小切手と交換して信用金庫で現金化して納付すると、こういうふうな施策をとっているわけであります。いずれにしても、行政と商工会あるいは金融機関との連携措置が必要だと、重要だと思っております。金券に関するこの見解をもう一度お尋ねしたいと思います。

次に、一般事業の見直しについてでありますけれども、先ほどの御答弁によりますと総合計画ローリング、予算査定での事業精査などで検討をしていくということでございましたが、その財源が使われている今大きく話題となっております風連地区の市街地再開発事業は、現段階で本当に推進していいものかどうかということをお私に思っております。これは、市長の公約と伺っておりますし、この事業費が26億4,000万円と聞いております。この中で、市の負担がどのぐらいのものなのかお尋ねをいたしたいと思います。

以上3点をお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねでございました。この機会ですので、ちょっと御説明を申し上げたいと思えますけれども、実はこの中心市街地活性化に基づくこれからの計画をつくるに当たっての事務等々の進めについてでございますけれども、協議会の設立につきましてはまちづくり会社あるいは商工会議所、商工会、そういった方々が核となつていただきまして、それは一般的に組織をできるものというふうな表現をしているわけですが、それらの方々に市民、あらゆる消費者を含めて、大学あるいは農協、郵便局、そういったたぐいのものすべての方々に、すべてといたしましうか、御参加いただけるような方々の最大公約を組織して、その中でのこれからの名寄市の中心市街地の活性化に向けてどう進めるべきかというような話をその協議会の中でしていただくということになります。もちろん行政のほうからもその協議会の中に積極的に参加させていただいて、皆さん方の御意見を聞いて、そして次の段階なのでございますけれども、行政がつくる計画、これに提言を、提言という言葉を使っているのですが、協議会から行政に提言をすることができるということになってございます。行政がそれらの部分につきまして、公共事業を含めて、私どものほうが総合的に一体的にこのまちづくりを進める、中心市街地の活性化をする、にぎわいをどうつくるといふような事柄もありますものですから、それらについてはトータル的に計画の中に織り込んでいくということでございます。

この計画は、御案内のとおり従来ですと行政なり、商工会議所なり、関係者の方々に計画をつくって実行したり、進めたり、あるいはできなかったり、進められなかったりしたことでございますけれども、この事業につきましてはあくまでも実施が前提と、実施をすることと実施ができることというような、こういう厳しい決まりがございます。したがって、実施できないものにつきましては、これはこの計画にはのせられないと、こ

うというような話になってくるわけでございます。

それと、いつを目途にというようなお尋ねでございました。今私どものほうで進めさせていただいていますのは、庁舎内の調整会議、それから商工会議所の特別委員会、今度特別委員会は10月を目途に協議会に置きかえるというふうに聞き及んでおりますから、ぜひ早い時期にそうなってほしいなというふうに思っています。それで、それらを議論しながら、最終的なタイムリミットといましようか、私どもの思いは再来年の3月にその計画を最終的に作り上げたいと。内閣総理府のほうに申請をして、認定基本計画というふうな言葉になるのですけれども、その認定をされるようなことで進めてまいりたいというふうに思っています。ただ、今議論をしている最中でありますので、これらが果たしてそのまんまいくかどうかについては、まだ先が不透明な部分ではありますが、一応そういった思いで作業を進めているということでございます。

それから、金券についてのお尋ねでございました。かつて風連地区では、商品券というようなことございまして、旭川の財務事務所のほうで届け出等を出していただいて公式に認められている制度があります。これらにつきましても今お話ありましたように、名寄の商工会議所も風連の取り上げていたその商品券、いいなというような御判断をされていて、今後検討されるというようなことで聞き及んでおりますから、ぜひそんなことでは新名寄市といましようか、その中で取り組んでいただけたらと思いますし、あわせて今お話がありましたように税金等々については果たして使えるのかどうなのか、これらについてはまだ疑問が残るところがありますものですから、今後十分これらについては検討させていただきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 風連の市街地再開発事業について御質問がございました。

先ほど議員のほうから26億4,000万円という総体事業費が示されましたけれども、今共同住宅の関係で若干計画を変更したところであります。総体事業費のほうも今の段階では24億4,000万円ほどになっております。ただ、これはまだ基本設計だとか地権者の権利変換等の協議がまだ調っていませんので、かなり流動的な事業費でありまして、これが確定するのは11月に入ってからというふうになると思っておりますけれども、今の段階では概算でその額を押さえていまして、市の負担の事業費といひますと補助金と保留床を買い上げる部分で今のところ13億2,000万円程度というふうに考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 今御答弁をいただいたわけですが、最後の負担金も13億2,000万円と。風連の再開発事業の見直しとなると、もっとやはり違う開発事業があるのではないかと私個人ながら思うのですが、先ほど私も言いましたとおり市長が公約を破ったと言う方も、これをやると思われる方もいると思うのですが、今の道の駅の事業を推進したり、ポスフルが名寄の出店となって、大きくこの財政の環境が変化しているわけですね。この現実になっているときに、数年前の構造とは違ってきているわけでありますから、本当に将来を見据えたときに推進すべき事業なのか、やっぱりこの辺は慎重に検討していただきたいと、このように思います。この件に関しては別の機会にいたします。

また、先ほどの一番最初の答弁の中で、ちょっと前後しますが、四季折々のイベントということで答弁をいただいたわけなのですが、これは先般3条通でもみじ祭りがあったわけなのですが、そのときに店とその中心市街地の付近の人はPRするのにいい機会だと思っている

のですが、店をあけていないというところが結構あって、本当に真剣に活性化のために一緒に協働でやっていくのかという姿勢がちょっとわからない部分もあるわけではありますが、中心市街地活性化のためにはしっかりと実態調査をして、営業している地権者だけではなくて、空き店舗の地権者とも意見交換をしながら、先ほど御答弁いただきましたように活性化計画を推進していただきたいと、これを要望いたします。

2点目の教育事業について要望してまいりたいと思いますが、先ほどの御答弁によりますと年々保護者の要望は変化して、要求の度合いが高くなってきているけれども、モンスターペアレントというものの報告はないということでありました。このモンスターペアレントというのがなぜ出現したのかということ、やはり今学校が社会問題とか、あるいは家庭問題とか、こういう不満のはけ口になっているのではないかと、こういうふうに言っている方もいるわけでありまして。そして、このようなやっぱり報告をしたために、今度はさらに教師に対して理不尽なことを言う親もいるということでもありますので、しっかりとこれは対応していただきたいと、こういうふうに思います。こういうモンスターペアレントは、初期対応を誤ると問題が長引くことも考えられますので、最初がやっぱり肝心だと認識しております。御答弁のとおり、日ごろから学校が保護者や、あるいは地域や家庭と相互理解がやっぱり深められて、健全な学校運営に努めていただきたいと、このように思います。

それから、先ほどの学校運営の中の教頭先生の授業の受け持ち時間がありましたけれども、御答弁によりますと小規模の小中学校の4校では学級担任を兼務していて、20時間から28時間の授業を受け持っているということは御報告をいただきました。その学校では、やはり問題がなく、教頭の職務も専念できているということだと思しますので、あえて質問はいたしません、これから教頭先生はいろいろと事務とか何かもかなりある

と思うのであります。御答弁のとおり、学校での教頭の業務は本来あるべき業務を主体にして検討していくのが基本だと思いますので、副校長の業務が道委員会で検討中ということでありましてけれども、今後名寄委員会でもやっぱり道委員会の情報を先取りして検討していただきたいと、こういうふうに思います。

3点目の消防事業についてでありますけれども、先ほどAEDについての御答弁がございました。皆様周知のとおり、野球部の子供が心肺停止になって、AEDを使おうと思ったら1キロ先にあったと。そして、持ってきたけれども、使えなかったという報道がありましたけれども、私はせっかくあるこういう立派な器械が一般市民がどこにあるのかわからなければ、あるいはその知識を持った人がぱっと来てくれなければ、これはできない処置だと思うのです。したがって、やっぱりこの名寄市ではここにAEDがありますよというような一定の、あるいは統一した標識がかちっとどこかにないとだめだと思うのでありまして、やはりこういうような統一のものも考えていただきたいなど、こういうふうに思います。やはりこの心臓疾患は一刻を争うものでありますので、現場の対応が重要だと、こういうふうに思います。

それと、これはできるかどうかわかりませんが、例えば消防に通報があった、救急車に通報があったとき、119番したときに、AEDがここにありますよ、近くにありますがということまでできるかどうかはわかりませんが、そのぐらいまでやっぱり必要なのではないかと、こういうふうに思います。

それと、ちょっとこういう現場処置、救急、応急あるいは蘇生に関して、これは要望になりますけれども、名寄市の全域に市職員が幅広くこうやってずっと動いたりしている、活動をしているわけでありましてけれども、救急現場でのやっぱり素早い対応を身につけるという点では、救命に役買うということでは、やはり市民の模範として率

先して行動できる職員が必要なのではないかと思います。やはり市の職員からまず教育、普及していただいて、それから例えば公用車に応急手当て用品が積んであるかどうかはわかりませんが、応急のものを備えつければ、この名寄市の職員の車がどれだけあるかわかりませんが、そういうものに応急用品を常備したらどうかと、そういうふう思うわけです。そして、やっぱり名寄市の市役所の職員はすごいなと、こんなことまでやっているのだなということを率先してやっていただきたいなと、こういうふう思うわけがあります。このことについて、ちょっと見解をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） AEDにつきましては、議員の御指摘のとおり配置場所と使い方がわからなければ、せっかくのAEDも機能しないということでもありますから、これらにつきましては日ごろから市内のどこにAEDを設置しているのかという市民に対する周知も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一つの非常時の職員の備えあるいは救急救命の研修等につきましては、これはぜひ少し時間をかけて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり市の職員からこのAEDの使い方とか、あるいは心肺蘇生法とか、止血法とか、こういうものを消防職員のほうからしっかりと学んで、それでそれを普及していくということが大切だと思いますので、要望して終わりたいと思います。

次に、消防団についてでありますけれども、自治体の常設消防を補完するのが消防団の役目だということですが、全国的に消防団は高齢化とか定員不足になってきているわけがあります。この名寄市の消防団は、年齢の上限は何歳か決まっておればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 申しわけありませんけれども、先ほどの答弁の中で救急救命に関してはAEDに限らずということでの答弁をさせていただきまして、AEDにつきましてはそれぞれ公共施設での設置している箇所ごとに職員研修は行っておりますので、これらにつきましては1度研修をして覚えるということにもなりませんので、繰り返しの研修を続けてまいりたいと思っております。

それから、消防団員の定年については62歳と承知しております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 先ほど質問をしてまいりましたように、やっぱり消防団の充実をさせるためには将来の高齢化とかの進行に備えて年齢制限を外したらいいのではないかと、こういうふう思うわけがあります。やはり現在では、高齢者といっても60代あたりはまだ全然問題なく若返っておりますし、高齢者も消防団員にとっても活躍できる場があれば今後の消防活動に大した有効的なものだと思っておりますし、高齢者でも体力とか、やっぱり技術力が落ちて例えば防火のPRとか地域の力となって活躍してもらおう場を提供するのも今後の課題ではないかなと思っております。

まず、消防団もあるところではボランティアの制度を導入しているということもあるということでもありますので、火事になった場合は初期消火がかなり重要な問題だと思うのです。それで、OBのボランティア制度というのは、やっぱり今まで知っているから、例えば初期消火で水はどこにあるのかと、あるいはポンプの使い方もわかっていけばぱっと使えるのでありますけれども、例えば私の会社なんかでもぱっとわかって、そのホースを持ってきてぱっとかけるというのまでいっていないのではないかとと思うわけでありまして、やっぱりそういうOBの方はぱっとわかるのではないかとと思うのです。その初期消火とか、水がここ

にありますよとか、自然災害のときには先ほど御答弁いただきましたように、そういうような介護とか避難とか、そういうようなものをさせるのにもOBの活用も必要なのではないかと、こういうふうに思います。

それと、これは現役消防団からの要望でありますけれども、予算の関係で消防訓練ができないとか、消火時のマスクが装備されていないとか、火災のときに三役にも通報して連絡してほしいとか、そういう要望がありましたので、検討できるものであれば検討していただきたいなと、こういうふうに思います。

以上をもちまして、私からの質問、要望を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

マタニティマークの自治体での普及推進外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

まず、大きい項目の1点目、マタニティマークの自治体での普及推進についてお尋ねいたします。我が国の出生率は、1966年を除き、1970年代前半まで2%を上回っていました。75年に2.0を割って以降、ほぼ一貫して低下傾向、2001年以降も5年連続で過去最低を更新しております。昨年に生まれた赤ちゃんの数は109万2,662名、05年より名寄市の人口数、約3万1,322名ふえました。出生数の母親の年代別を見ても1994年以降、減少を続けてきた20歳から24歳が12年ぶりに増加に転じ、前年減少した30歳から34歳も増加しております。出生率は年ごとに多少の増減があり、1996年には前年より0.01、2000年には0.2上昇しましたが、今回2006年の0.06という上昇率は近年にない数字であります。

出生率が今回上昇した要因としては、婚姻数が

増加、離婚数が減少した、2点目、団塊ジュニア世代の女性を中心に出産がふえた、3点目、景気回復と挙げられております。これまで出生率が下がり続けてきた直接の要因は、晩婚化、晩産化、非婚化の進行などがあり、国立社会保障・人口問題研究所の全国調査によると、出産をためらう要因として、1つは子育て、教育にお金がかかり過ぎる、2点目が高年齢出産は嫌、3点目が育児の心理的、肉体的負担に耐えられない、4点目、仕事に差し支える、5点目、健康上の理由、6点目、欲しいけれども、できないなどが挙げられております。安心して産み育てられる環境を整えば、出生率が上昇する可能性が出ております。

そこで、妊産婦に優しい環境づくりのために厚生労働省は平成18年3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。デザインの決定に当たっては、厚生労働省が公募し、1,600を超える応募作品の中から、母子愛育会埼玉支部のデザインを最優秀作品として選定し、全国統一マークに決定いたしました。

緊急提言「チャイルドファースト社会を目指して」の中で妊婦バッジの普及の提言がされ、国会質問でだれが見てもわかるように全国統一の規格をつくって普及を進めるよう訴えてまいりました。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどを掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものであります。見た目には妊産婦だとわかりにくい妊娠初期などに満員電車で押されたり、近くでたばこを吸われるなど、またいすを譲るなど苦痛を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかる全国マークをつくり上げたそうです。

本市での近年の出産数、また母子手帳の配付数についての御見解をお願いいたします。

また、マタニティマークと母子手帳を一緒に渡すことによって、2007年度の地方財政措置にそのための予算を盛り込んだと大臣が答弁をし、地方自治体の子育て支援事業を推進するために計上した昨年への倍増に当たる700億円の地方財政

措置の中で、妊産婦健診の助成拡大とマタニティーマークの予算が組み入れられましたが、本市の取り組み状況についてお知らせください。

3点目、妊産婦初期などは妊婦とわからないことからいろんな弊害があることと、そのマタニティーマークが市民に理解されていないこともあり、市民の周知と妊婦への配慮、配付の推進が重要かと思われませんが、その理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2点目、インフルエンザ接種の助成についてお尋ねいたします。毎年冬になるとインフルエンザが流行し、高熱、頭痛、発熱、嘔吐、下痢、関節の痛み、高齢者から子供まで空気の感染、飛沫感染で重病になり、ひどいときには合併症で肺炎、気管支炎にもなります。本市の近年のインフルエンザ接種の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

先日、子育て真っ最中の御婦人6人の方と懇談する機会がありました。名寄近郊はインフルエンザ接種料が高いため、旭川に行くというお話がありました。近郊のインフルエンザ接種の料金についてお知らせください。

私は、安心して産み育てられる環境であるところの名寄市は感じております。また、子育て中に婦人が4人の子供を車に乗せて旭川にインフルエンザ接種に行くということと、この名寄で同じ金額であればそのような危険な行為を防げるのかなというふうに思っております。福祉のまち名寄の政策として、本市インフルエンザ接種の助成推進の考えについてお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目の3点目、公共施設の多目的トイレの改修についてお尋ねいたします。市内公共施設及び公園等の公共施設に数多くあり、施設内を利用する際、市民からのトイレの苦情等があればお知らせいただきたいというふうに思います。

少子高齢化社会に伴い、公共施設には高齢者や子育てをする母親、子供が多数来庁いたします。

福祉のまち名寄には必要と考えますが、本市の公共施設での多目的トイレの数についてお知らせいただきたいというふうに思います。

市役所等の公共施設には、高齢者、障害者が住民票、国民年金、また国民健康保険、また障害者手帳の申請、児童手当の申請、あらゆる申請の交付等々の手続に来られます。市役所の一番来庁しやすい1階に対応するトイレに今疑問を持っている方がたくさんおられます。名寄市の1階部分に多目的トイレの設置の考えがあれば、今後の対応についてお知らせいただきたいというふうに思います。

最後に、AED普及についてお尋ねをいたします。佐々木寿議員と重複する部分がございますが、お許しいただきたいというふうに思います。本市のAEDの配置状況についてお尋ねいたします。全国的にも心肺停止に陥った場合、心臓の鼓動回復の役割を果たす救命に役立つAEDを全国的に利用者が多いところや運動関連施設、救急対応に時間がかかる場所に設置がふえております。前回も申し上げましたが、今回公立高校には配置されました。中学校には、きのう北都新聞で配置の可能性の有無が出ておりましたが、名寄にもAED配置より数年たち、配置場所がふえました。配置数、配置状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

2点目が配置がふえましたこのAEDを操作するためには二、三時間の救急講習が必要とあります。講習会の推進状況の計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。このうち3点目の公共施設の多目的トイレの改修については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、大きな項目1点目のマタニティーマーク

の自治体での普及推進についてからお答えを申し上げます。本市での妊婦の届け出数とマタニティマークと母子健康手帳の配付のための地方財政措置の予算への市の取り組みについてでございますけれども、マタニティマークにつきましては厚生労働省が妊産婦に優しい環境づくりの一環として、平成18年3月に妊産婦への思いやりをマークにしたマタニティマークが公表され、推奨されてきました。妊娠中、特に妊娠初期には赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持していくためにも大切な時期でございます。しかし、外見からは妊婦であるかどうかはわかりにくく、つらい症状がある場合も多くありますが、本人から周囲に伝える環境が整っていないのが現状でございます。そのため、周囲の人たちが妊産婦と気づいて、交通機関利用時は優先して席を譲る、また周囲でたばこを吸わないなど、思いやりある優しい気遣いが求められております。これらのことから、平成19年度には財政措置がされ、厚生労働省からこのマークの推奨が市町村に求められてきております。本市におきましてもその趣旨を踏まえ、今年度より妊娠届け出のあった母子健康手帳交付時にマタニティマークの趣旨を伝え、目につくところに張って効果的に活用していただけるよう伝えながらシールの配付をしてきております。

なお、妊婦届け出数につきましては、平成17年度305人、平成18年度286人となっております。また、今年度の妊婦届け出数は8月末現在105人となっており、この方々にマタニティマークのシールを配付し、バッグ等に張るなどして活用をしていただいているところでございます。

次に、マタニティマークの本市の普及推進についてお答えを申し上げます。妊娠初期は、心身ともに不安定な時期であり、安全に安心して過ごすことが母体の健康を保持し、正常な出産につながります。そのためにも周囲の人が妊娠に気づき

配慮できる優しい環境づくりは大変重要と考えております。現在保健センターでは、一般市民の方への周知として、公共施設等にポスターを張るなどしてマタニティマークの普及広報活動に努めておりますが、まだまだ十分に浸透していないのが現状でございます。今後広く市民の皆さんに理解が得られるよう、広報による周知や現在作成中でございます健康増進計画の中にも織り込みながらマタニティマークの普及推進に努めてまいります。さらに、この取り組みを推進していくために現在厚生労働省ではマタニティマークに関する中学生向けの啓発教材としてリーフレットが作成され、今年度中に配付される予定ともなっております。将来を担う子供たちが理解をしていくことは大変重要であり、教育機関や保健所などの関係機関との連携を図り、妊婦に優しい環境づくりを目指したマタニティマークの普及啓発に努めてまいります。

次に、大きな項目2点目のインフルエンザ接種の助成についてお答えを申し上げます。インフルエンザ予防接種の状況につきましては、現在65歳以上の高齢者、60歳から65歳未満で特定の疾患がある予防接種希望者に対し、料金の一部助成を行っております。平成13年度の制度開始からの接種数は、データとして記録できておりますが、平成18年度の接種数は3,658人となっておりますが、助成をしております高齢者のみの把握しかできていないのが現状でございます。

御質問をいただきました小児のインフルエンザ接種数につきましては、名寄市立総合病院小児科におきまして平成18年度延べ1,340人が接種されていると確認をいたしました。近隣市町村からも受診し、接種されていること、また市民が他市の医療機関で接種している状況もあることから、市内の小児の正確な接種数を把握することは困難な状況でございます。

次に、近郊のインフルエンザ予防接種料金についてでございますけれども、13歳未満の小児に

おきましては十分な免疫効果を得るため、インフルエンザの予防接種は2回の接種が必要とされており、経済的な負担は少なくありません。インフルエンザ予防接種料金につきましては、平成18年度名寄市立総合病院においては1回目が3,000円、1週間から4週間後に受ける2回目の接種料金が2,100円と設定され、1人5,100円の費用が必要とされております。インフルエンザ予防接種料金につきましては、保険診療の対象から除かれた自由診療として病院で独自に接種料金を定めることができるとされております。このため、近郊の医療機関においてもそれぞれ料金が設定されており、料金に格差があるのは事実でございます。主な医療機関の料金は把握しているところではございますけれども、積極的に公表することは困難な状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、本市のインフルエンザ接種の助成推進の考え方についてでございますけれども、過去におきまして保育所、幼稚園児から高校生までの集団を対象に定期インフルエンザ予防接種を実施しておりました。平成6年10月、予防接種法の改正に伴いまして、副作用による健康被害の問題、さらに集団接種率の低下から、十分な予防効果が期待できない等の理由によりまして定期接種から除かれた経緯がございます。平成5年の最後の定期接種となりました本市の集団接種の状況につきましては、保育所28.3%、幼稚園17.5%、小学校21.6%、中学校6.7%、高等学校4.1%という状況でございました。しかし、高齢者につきましてはインフルエンザにかかると重症化しやすく、またインフルエンザの予防接種による効果が認められまして、平成13年11月、予防接種法が一部改正され、インフルエンザ予防接種が努力義務ではなく、本人の希望を重視した2類の定期予防接種として追加になりました。このことに基づきまして、65歳以上の市民、60歳から65歳未満の市民で特定の疾患がある予防接種希望者に対

しまして料金の一部1,000円を助成し、医療機関にて個別接種として実施をしております。

現在日本の研究機関におきますインフルエンザの予防接種の効果といたしまして、65歳以上の高齢者につきましては約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を予防できると報告されておりますが、小児につきましては1歳以上6歳未満の幼児では発病を阻止する効果は約20から30%で、1歳未満の乳児では対象症例数が少なく、効果は明らかにできなかったという報告がございます。当市の小児インフルエンザ予防接種助成の考え方につきましては、現在法律の位置づけがなく、現段階での助成はこの予防接種が主に個人が予防目的に行うものであり、希望する場合にのみ接種を受けるというものである性格から、助成支援については今後の国の動向を見据えてまいりたいと考えており、残念ながら現在実施する予定は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな項目4点目のAEDの普及について御答弁を申し上げます。さきに佐々木寿議員の御答弁と重複する部分もございますが、本市における配置状況と配置数につきましては、現在名寄市内に名寄、風連両庁舎、市立大学などの市関連施設等に14台、それから市内高等学校に4台、医療法人の病院に2台、老人保健施設に2台、金融機関に2台、企業の工場に1台、合計25台が設置され、一般市民や従業員の緊急時に備えております。今後の配置予定といたしましては、ことしも昨年に引き続き民間の法人から多額の御寄附をいただきましたので、その意思を受け、ことし11月を目途に市内5つの中学校にAEDを配置する予定となっております。AEDの整備に当たりましては、このほかにも御寄附がございましたので、今後は小学校配備にも範囲を広げ、計画的に整備を進めてまいります。

心臓や呼吸のとまった人の手当ては一分一秒を争うこととなります。まずは119番通報をする

こととなりますが、救急車が到着するまでの間そこに居合わせた人による心肺蘇生法とAEDの使用が生存率を大きく左右することとなりますので、今後も講習会への取り組みと機器整備に努めてまいります。

次に、救急法講習会の推進状況の計画でございますけれども、消防署では一般市民、AED保有施設関係者を対象といたしまして依頼による講習会を平成18年度は25回実施、485人の受講がございました。今年度も9回実施いたしまして193人が受講したところでございます。消防署の講習会のほか、名寄地区救急法日赤奉仕団では平成18年度には救急法講習会等を3回実施したところ56人の受講があり、AEDの普及啓発のための体験セミナーや短期講習には68人が受講されたところでございます。今年度は、現在までにAED基礎講習1回に12人、普及啓発の体験セミナー2回に37人が受講されており、今後の予定として定員30人の救急法講習会を1回、体験セミナー1回を計画しております。また、名寄市立大学では教職員を対象としたAED講習会を平成18年度2回に40人、平成19年度も1回に20人で実施したほか、授業の中で社会福祉科、看護科の学生にAEDの講習を実施し、平成18年度には100人が参加、今年度も授業中の講習を予定しております。さらには、今年度配置を予定しております市内各中学校の教職員に対する講習会は、教育委員会と調整をしながら実施してまいりたいと考えておりますし、要望があれば生徒を対象とした講習会にも取り組む考えでもおります。いずれにいたしましても、そこに居合わせた人が一刻も早く適切な処置をすることを求められますので、今後も講習の普及啓発に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私のほうからは大きな項目3番目、公共施設の多目的トイレ改

修についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、苦情についての御質問でございます。建物に対する苦情は、直接的にはないというふうに承知をしておりますが、公園内のトイレにつきましては衛生上での苦情が市のホームページに1件書き込みがございました。

次に、市の公共施設における多目的トイレの設置状況であります。完全に整備されている施設は限られておりまして、必要とされている公共施設、建物71施設中31施設、68カ所に設置されております。公園は37公園がありますが、そのうち36の公園にトイレが設置されておりました。そのうち多目的トイレが設置されているのは5カ所でございます。これは、主に身障者向けの多目的トイレというふうになっております。

続きまして、公共施設における多目的トイレの考え方ではありますが、現在建設中あるいは今後建設する建物はすべて多目的トイレは不可欠だというふうに考えているところでありまして、既存での対応はこれまでも市民要望などでトイレの改修を実施してまいりました。今後につきましても施設内のスペースあるいは構造物の問題もありますが、できる限り対応をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

なお、市役所1階のトイレであります。市役所は、風連庁舎につきましても専用のスペースを持って対応しておりますが、名寄庁舎につきましても完成当初からバリアフリー対応にはなってございませんでした。これまでは改修によりまして、3階だとか4階のトイレを改修してきたところであります。1階のトイレは、建設当初職員用のトイレとして使用されておりましたので、最小限の面積でしか確保されていないことと周辺の構造が耐震壁に囲まれているため、解体を伴う改修ができないと、このようなことから現在に至っております。しかし、かなりのお客様が1階のトイレを使用している実態がございますので、来年度に向

けてトイレスペース及び通路など、全体的な再調査をいたしまして、事業計画を見直す中で来年度に向けて可能な限り対応をしまいたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 答弁いただきましたので、再質問と要望をしまいたいというふうに思います。

まず、お昼も近いので、最後のトイレの部分から最初にお話ししたいというふうに思います。6月定例会終了後ある方から、名寄市役所に申請物をとりに来るのに来ましたと。そして、一番最初来てトイレに入ったそうです、女性の方なのですが、そうしたら、あそこの女性トイレは和式しかないようなので、そして終わって立とうとしたら、やっぱりふだん自分のところもそうなのだけれども、環境が変わったのか、またお年寄りですから、やっぱり足のひざだとか何かの状況もありますから、立てなくなってしまったというのです。何十分も待ってから美装の方が来て助けていただいたというお話をお聞かせいただいて、何とかそのような状況にしないようにはできないのかなという部分で今回質問をさせていただきました。

ずっと公共施設のトイレを見させていただきました。風連庁舎は、男のほうに和式が1つ、そして洋式が1つ、女性の和式が1つ、洋式が2つと。ここには、手すりは横手すりだけついていました。縦手すりはなかったようです。障害者用のトイレも設置されていたのですが、左下半身の人にはちょっとやりにくいなという部分の感じもいたしましたし、身障者用の看板が見えにくいという、あそこに初めて行った人だったら、あそこにトイレがあるというのはわからないというぐらい看板がなかったなというふうな感じがしました。また、風連の福祉センターも行ってまいりました

けれども、ここは手すりがついておりましたが、男は和式1個、洋式1個、女の方は和式1個、洋式2個、手すりがついていました。名寄の福祉センターも完璧になっておりましたけれども、文化センターは男は和式が3個、洋式が1個、女性は和式が8個、洋式が2個、手すりはありませんでした。しかし、身障者用のトイレは左右つけられるような形になっておりましたし、手すりもついておりました。しかし、名寄の市役所、ここが一番問題であります。本当に見させていただいたら、男のほうは洋式1つがありまして、女性のほうは和式が1個と。手すりも何もついていない。なぜ女子トイレがこんなに詳しいのかと。私が入ったわけではないです。妻も一緒に行きましたので、御安心いただきたいというふうに思っております。何か私が見に行ったというふうに思われたら困りますので。

そして、見た感じ、やっぱり名寄の市役所の1階にしっかりしたトイレがない。普通は、デパートや何かというのは、女性に買い物に来てほしいだとか何かがあるとトイレを完璧にするわけなのです。私は、名寄と風連が合併して、この庁舎が新しくなるとは感じませんし、市民もきっと今のこの財政状況では新しくせいななんて言う方もおられないというふうに思っておりますので、本当に今の現状の中でやはりしっかりしたトイレをつくっていく以外にないなというふうに思っております。

そして、先日お聞きしたら、身体障害者の方や何かは職員がエレベーターに乗せて2階まで連れて行ってトイレをしていただくようになりますと。私は、それは逆だと思うのです。やはり建物の入り口にトイレがあって、障害者の方というのは、普通は障害者の方は一番近くに障害者のトイレがあって、そして普通の人トイレが奥にあるというのが福祉の立場の部分だというふうに思っておりますし、これから高齢化社会になる中でこのトイレというのは、いろいろ改善はされてはきてい

ますけれども、やはりこの女子トイレは早急に改善しなければならない部分のように私は感じておりますし、できればあそこを改善できないのであれば、本当にもう建物が耐震構造でさわれないというのであれば、私はさわれない部分の選管のあった敷地のところに別個に多目的トイレを、障害者トイレを設置するだとか考えていかない限り改善されていかないのではないかなという部分を感じるのですが、その点を1点お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） トイレにつきましては、建設水道部長がお答えを申し上げたとおりなのですが、1階のトイレにつきましてはこれまでも検討をした経緯がございます、やはり建物構造上の問題ということでなかなか難しいという、こういうことでエレベーターを結ぶ昇降機を設置をしまして3階、4階のトイレを改修するという対応をしておりますけれども、1階のトイレが市民の皆さんの利用が多いというのも事実でありますし、また改修がされていないということもまた事実であります。

1つは、ピロティーの車庫の部分を改修してという検討もしてまいったのですけれども、あそこもやはり耐震構造上非常に厳しいということで、かわりのスペースとしてはかなり窮屈な中での対応ということで、果たして別の場所に求められるかということも1つ検討しなければなりませんし、あるいは最善ということには至らなくても次善と申しますか、和式を洋式に変えるなり、あるいは手すりを設置するなり、さらには緊急用のベルであるとかインターホンみたいのを設置して連絡をしっかりとれるようにするとか、そういったことも含めてぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に早急に対応していただきたいというふうに思います。1階のトイレは構造上、火事の際に煙がいかないだとか、

そういう部分の壁だとか、耐震用の壁だとか戸、ドアがあるものですから、なかなか難しい部分があると思いますけれども、やはりこれからの公共施設の部分ではやっていかなければならない部分だというふうに思いますので、この辺早急に対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、インフルエンザの助成について質問いたします。まず、私がお聞きしたときには、なぜ旭川へ行くかという部分であります。もう紛れもなく金額です。近いからどうのこうのではない。生活上、4人の子供がインフルエンザ接種をすると、先ほど18年度では3,000円の2,100円ということでした。そうしたら、2万400円ですか。でも、旭川の場合は平成17年度の時800円だったのです、旭川A病院では。去年1,500円に上がったそうです。B病院では、平成17年も18年も1,200円だったそうなのです。

私は、この違いは何なのかなというふうに、私もど素人ですから、余りわからないのですけれども、きっとインフルエンザのワクチンというのが1本あって、そして10ミリグラムの中で大人は大体半分ずつ使うと思います。そして、子供はこの半分のうちの幼児が2ミリ、そして小学生3ミリで対応されているというふうに思うのです。そして、この1ミリのものはそんな高くないというふうにお聞きはしております、金額は言えないですけれども。それで、きっと私は旭川はそのような対応、また大きい病院だったら一般経費だとか、また職員の数によっても人件費だとか、いろいろあると思います。私は、きっと個人病院でそんな大きくない病院ですから、一般管理費も少ない、そして職員も余りいないのではないかなというふうに思いますから、安いのかなというふうに思うのですけれども、その辺の料金の対応というのはできないのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今御質問にござ

いましたけれども、名寄市立総合病院の料金につきましては先ほどお知らせいたしましたとおり2回接種の場合は5,100円かかるというふうに現在なっております。

それで、従前どうであったかという部分でいうと、乳幼児の2回接種の場合につきましては8,940円の料金をいただいていた経緯がございます。さらに、この辺の近郊につきましては土別、それから下川、美深とも大体似たり寄ったりな料金をいただいている経緯がございます。

インフルエンザの接種料金につきましては、答弁の中でも触れさせていただきましたが、自由料金というふうに設定をされている状況でございまして、保険診療であれば点数が設定されておまして一定の料金に定まるわけでございますけれども、インフルエンザ予防接種料金につきましてはそのようなことがないわけでございます。市なり保健所なり医師会等で一定の料金設定についてつくるといような動きにつきましては、公正取引委員会が法に触れるとして実は認めておりません。通常の価格設定につきましては、診察料ですとか注射の費用、それからワクチンの保管料、損料についての費用を加えて設定をしているというふうに理解をしております。

さらに、市立病院等につきましても料金設定を引き下げていただいた経緯等がありますし、インフルエンザ予防接種を受けていただく際には予約制をとっております、一定程度人数を集めながら接種をしている状況がありまして、その中で有効に注射液の活用がなされているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今自由診療ということで、各医師会で決められている部分であるというふうに言われまして、やはり保健所や何かから指導をするとそういう公取の部分であるという部分なのですけれども、医師会で決めるのであれば、

私はもうちょっとお安くなるような形で何とかならないのかなという部分の、だから先ほど自由診療と言ったのですから、市立病院がそうしたらこれぐらいにするよと言ったら何とかなるのかなという部分はならないのでしょうか。私は、本当にもう自由診療であれば、ある程度この福祉のまち名寄、子供のために、もしその子が肺炎だとか気管支炎を併発すれば、入院して月25万円から30万円の国保だとか保険がかかるわけなのですよね。そういう部分を対応する。きっと私は、このインフルエンザというのはやらない方もいますし、やる方もいます。本当に子供が、やっぱり親としては、ことはインフルエンザにかかってあんなつらい思いをさせたらかわいそうだという部分でこのインフルエンザ接種をさせるというふうに考えておりますから、希望の接種にしろ何にしろ、私はこの接種料を安くしてなるべく医療機関にお世話にならない、この国保を余り使わないというのが最善の策ではないかなというふうに思うのですけれども、その点をもう一回よろしくお願い致します。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどの答弁の中で、私の説明が悪かったかと思いますが、医師会も含めて統一した料金を定めることが公正取引委員会の指導を受けることになってしまうということございまして、市、保健所、それから医師会で決めても統一料金を決めることについてはできないというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

インフルエンザの予防接種につきましては、流行蔓延という部分と、それからお子様のインフルエンザにかかった場合の重篤化を防ぐという2つの面を持っております。今議員のほうからお話がありましたように、かかった場合の重篤化を防ぐという意味では、かかった場合には有効なものというふうに思っております。そういった意味では、市としても何らかの対応という部分についてはわ

からないわけではありませんけれども、全道的にも非常に取り組みとしては少ないのかなというふうに思っているところがございます。

一たんかかりますと、国保会計なり健康保険組合等々で相当な支出があるわけでございます。先ほども申し上げましたように、健康保険組合ですか、企業の健康保険組合ですか、一部の自治体の中にこの制度について保護者も含めて支援をしているところはあるのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 先ほど助成できないというお話でしたけれども、本当に助成できないのであれば自由診療の中で、やっぱり名寄市として病院を抱えているわけですから、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

その行っている方、6人いたのです。子供も何十人もその家で遊んでいました。その話を聞いたときに、そこのグループの方は皆さん旭川へ行っていました。本当に私は、なぜ名寄にこれだけのすばらしい医療機関があるのにそちらのほうに行くのかなと。1人ぐらいでしたら5,100円でいいと思います。3人、4人、5人、子供がいたらやっぱり2万円にもなります。旭川に車で走ってもある程度予算組みできるという部分でやっていますので、その辺もう一度御検討いただいて、ぜひ子育てに優しい行政の対応をお願いいたします。

次に、マタニティマークのことについてお尋ねいたします。今財政措置がとられて、ことしからマタニティマークが配付されておられるということで安心いたしました。私もちょっと見せていただきましたけれども、本当にすばらしいものであります。このマタニティマークなのですが、なかなか世間の人、全然わかっておりません。それで、妊婦には行っているけれども、ほかの人には行っていないので、席を譲ってくれないとか、周りでたばこを吸っているのをちょっとお聞きしたものですから、ぜひこのマタ

ニティマークの普及を広報でやられる、またポスターでやられているようなのですけれども、ぜひ広報だとか等の部分で一般の方々への普及を要望いたします。

最後に、AEDについてお尋ねいたします。まず、先ほどの佐々木寿議員のお話で個数や何かは大体把握しました。そして、民間の方々の御努力で今回中学校にやっと5台入って安心できるなどという感じもいたします。ちょうど6月に定例会、私と岩木議員が一般質問の後に、名寄中学校で野球の練習をしている最中にグラウンドの近くの鉄塔に雷が落ちたそうです。そして、ちょっとその爆音で病院に担ぎ込まれたのですけれども、本当にその近くに落ちなかったのが幸いかなというふうに思っております。そういうときにやはりこのAEDがあれば、何とか心臓のとまった方でも回復させられるというふうに思っております。

まず、設置数は大体わかりました。そして、名寄新聞を見まして、貸し出しの部分も何カ所かあるということで、その貸し出し状況をちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。また、貸し出しの際、AEDの講習を受けなければ貸し出していただけないのか、その辺もお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） AEDの貸し出し用につきましては、名寄庁舎の社会福祉課に1台と風連庁舎に2台を貸し出し用として設置しているところでございます。現在までの活用状況につきましては、このたびのはJ Cが中心として行われました「愛は地球を救う」でしたか。イベントがあったと思いますが、その際に貸し出しの申し込みがありまして御活用をしていただいたところでございます。使用例はございませんでした。私どもAEDをお貸しするに当たりましては要綱を持っておりまして、その中では一応適任証を、受講済みの証明書を提示していただくということをもとに貸し出しをさせていただいております。

実績としては、まだ現在までその1件しかございません。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） その中で、やはり講習会を受けなければいけないという、貸し出ししていただけないという部分であります。これは、AEDは講習会も必要です。本当に緊急のとき、だれかが倒れた、そうしたら何ば音声で全部教えていただけるといってもとっさにできない部分もありますので、講習は重要でありますし、この講習なのですけれども、やはり貸し出しのとき、その方がもしないときだれがやるのか。そういう部分では、やはり講習会をどんどん、どんどん広めてある程度やれる方をつくっていく。その配置されたところだけに講習会のメンバーをつくるのではなくて、一般市民にもやっぱり普及していただいたほうが私はいいと思いますし、今回中学校に配置されることで日進の風連小中学校にも配置されます。智恵文にも配置されることとなりますし、その中でやはり智恵文、日進となると何か救急があった場合、きっと6分以上かかってしまいます、救急車が行くまでに。そのときの対応としては、AEDが日進小中学校に1台あるよと。そうしたら、あそこのおばあちゃんが倒れたと、心臓がとまったと。では、そこに借りに行って3分で帰ってこられるのです。処置できます。6分で救急車が来たときに、それからの対応が早いということもできると思うのです。その地域の方々にも講習会の普及をするというのも大事でありますし、それを推進する考えはないのかどうかもお知らせいただきたいというふうに思います。

まず、先ほどホームページで市民に各AEDの場所を周知いたしますというふうに言われておりました。私は、周知するのであれば何々中学校、AEDの場所はここにありますという地図を周知したほうが正解だと思うのです。あそこのところに行ってもどこにAEDがあるのかわからない。

操作するのに、探すのに1分以上かかります。1分10秒、15秒の世界なのです、このAEDを使って助けられる世界というのは。私は、ホームページは場所ではなくて、場所と市役所なら福祉事務所のここに置いてあります、そこまで丁寧にやるのが本当ではないかなというふうに思いますけれども、この2点をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員のお話にありましたように、地域においてAEDの取り扱いについてなれていただくというのは非常に重要なことと考えております。従前AEDの配置が少なかったために、現実のものとして住民の皆さん方がAEDの操作にかかわる意欲というのでしょうか、そのようなものについては余り見られなかったのかなと。他人事というふうに思われていた経緯もなきにしもあらずというふうに思っております。一定程度中学校に配備が進み、さらに今後計画的に小学校にも配備していきたいと考えておりますので、地域におきましてもAEDが身近なものになってくるというふうに思っております。そういった意味では、意識不明者なり心停止の方につきましては、まず気道の確保ですとか、さらに呼吸がない場合については人工呼吸、AEDをかけた後についても心マッサージ等の心肺蘇生法が必要になってまいりますので、それらを含めた正しい応急処置というものがあわせて必要になってくると思っておりますので、地域ともよく御相談をさせていただきながら適切な機器の操作を含めた救急法の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目になりますけれども、地図等で設置場所だけではなくて、どこに置いてあるかも含めて表示すべきだというのは大変貴重な御意見というふうに思っております。現在流れといたしまして、市で設置している部分と民間の企業が独自に設置している部分があるということは先ほど答弁の中でも触れさせていただきました。私ど

ものほうで情報として、どこの位置といたしますか、だれのそばにあって、だれが管理しているという情報は、実は市の部分については持っております。さらにそれを深めまして、議員のお話があったような体制がとれるかどうかも含めて、ぜひこの部分については勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） このAED、本当に素晴らしいものであります。私の娘も前回言いましたけれども、本当に心臓が停止して、この除細動器で今生きておりますし、体に除細動器が入っております。本当に中学校ぐらいから人間の体は変わってきますし、そういう部分でこのAEDが名寄のまち、また学校、いろんな部分で普及されることを要望としてお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安心、安全な水確保について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

安心、安全な水確保についてお尋ねいたします。本年度は、雪の降雪量が非常に少なく、そして6月25日からの25日間、全く雨が降らなかった。7月の1カ月間の雨量は13ミリ、8月においても65ミリと近年まれに見る非常に少なさでした。日進橋を通るたびに川の水位がどんどん、どんどん下がっていくのを見て、非常に渇水ということに心配を覚えた一人でございます。

9月に入り、名寄市は報道機関を通じて水道を大切に使うしてほしいということで市民に呼びかけをいたしました。しかし、名寄の水は1日7,500トン、これは川の水から水源をとっている以上貯水ということはできません。備蓄できるのは1日分だけだそうです。ということは、市民に水道水を大切に使うと訴えても川の水がなくなれば、どう対処することもできないのが現実でございます。

中越沖地震、そして9月、台風9号、北海道も道東のほうは大変な被害でしたが、群馬県南牧村においては道路が遮断され、水道がいまだに出ておりません。そういった被災を受けた地域におきまして一番何が大変か、何が欲しいかというやはり水、人間が生きていく上で非常に貴重な水というものの大切さをいろんなマスコミ等を見て私も実感しております。名寄市におきましては、この浄水場で渇水に対する対策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

また、市政クラブと緑風クラブで上水道、下水道を視察させていただきました。私も小学校のとき浄水場の見学に行ってきた三十数年ぶりで浄水場に入りましたら、今は全然昔と違う素晴らしいコンピューター管理をされ、市民に安心、安全な水を供給するために努力されている姿を実感してきた一人でございます。そして、原水の中にはメダカが10匹から20匹泳いでおり、やはりこのメダカというのは非常にそういった農業であるとかいろんな物質に敏感で24時間きっちりとそれを監視しているという、この浄水場の素晴らしさを実感した一人でございます。本来ですと、本日午前中市民見学会で上水道、下水道の視察だったのですが、残念ながら市民の募集が少なく中止になったと聞いております。ぜひ市民の皆さんにもこの場をおかりして、この名寄市の安心、安全に上水道が取り組んでいる姿をぜひ見ていただきたいと思っております。

さらに、今回の渇水で非常に水かさが減り、こ

の9月の雨がなければ、ひょっとしたら市民の皆さんに水圧の減による御不便をかけたかもしれません。その水の量の少なさということによる水質に対する影響はどうであったのか。異臭であるとか、濁りが出たとかいう、そういったことはなかったのかもお知らせ願いたいと思います。

さらに、もう一点、危機管理についてでございます。こちらのほうは、皆さんも御存じのとおり北見市で起きました6月、7月、2回にわたる断水でございます。濁り水、濁水を給水してしまい、そのことにより大きな断水を起こしてしまった。9月の新聞では、北見市はそれを人災である、本来であれば防ぐことができたことであるというふうに断定したと報道機関を通して見ました。これは、50年、100年に1度起きるか起きないかのこともかもしれません。名寄市も50年、100年に1度の洪水に備え、ハザードマップをつくっているわけですから、当然名寄市の水道局といたしましてもこの大雨、濁り水に対する対処のことはしっかりやっていることと思いますので、この北見市で起きた人災と認定されたことは名寄市においてはどのような対策で、こういったことは起きることはないと思いますので、そのことを明言を求めたいと思います。

次、2点目、危険家屋についてでございます。この危険家屋、このごろ特に市民の皆さんから私のほうに町中で非常に危ない家が目につく、これを行政としてどう対処するつもりなのだという問い合わせが多々あります。名寄市は、平成13年度に空き家の実態調査ということをしております。そのときのデータを見ますと、何と旧名寄市にその当時に130軒、そして6年以上空き家のまま放置されている軒数が66軒、33%が長期にわたり放置されているということでございます。過去には超法規的な、避難的な措置として撤去作業を行ったという名寄市の事例はございますが、やはり行政としては民事に介入しないという鉄則がございまして、これは、全部行政がやるということ

にはなりません、やはり市民の安全、そして建物に対する被害、そういったことに対するそれを守る行政としての対応はどのように行っているのかお知らせください。

また、その空き家につきましては、やはり衛生上非常によくない、防犯上もよくない、これから冬を迎えて屋根からの落雪で住んでいない家の雪が落ちてきて私どもに非常に迷惑がかかっていると、そういった苦情があります。そういった対策についてどのようにとらえて、どのようなことを行っているのかお知らせしていただきたいと思っております。

また、名寄市が新名寄市となり、旧風連町の空き家対策、13年度から19年度まで6年たっておりますので、どのような行動をなさってきたのかお知らせいただきたいと思っております。

本当に自分の財産がその空き家のことによって壊されたりする、その所在はどこに訴えたらいいのか、非常に大変な問題ではございますが、空き家対策とともに、今皆さんも名寄のまちを歩いてみますと本当に目につくと思っております。そういった危険家屋についてどうとらえているのかをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、遭難者の救出についてでございます。本年6月30日、名寄市においてもまたことしもピヤシリのタケノコとりに入られた方が遭難された。そして、その次の日、何とか見つかって、低体温ではあったけれども、人命はよかったという非常にうれしいニュースがありましたが、この遭難者救出について、だれも遭難しようとして山に入っているわけではございません。ひよんなことからそういったことになってしまうという現実もありますので、やはり行政としてもあのピヤシリのタケノコは皆さんで楽しんでくださいと開放している場所でもございますので、やはり予防も必要でありますし、対策も必要であります。そういったことを行政としてどのようにとらえているのかお知らせ願いたいと思っております。

さらに、こういった1回の救出について一体どれぐらいのお金がかかっているのだろうか。私もこれ全然想像もつきません。そういったこともちょっとお知らせいただきたいと思います。

さらに、この出動に対する要請の段取りはどのようなになっているのか。そして、名寄は駐屯地を抱えるまちとして自衛隊にも要請をしていると思います。本来であれば上川支庁、道を通しての要請でございますが、名寄市と自衛隊の本当に日本一の関係のもと、自衛隊は率先して今回の救出にも参加し、午後からもさらに人員をふやしてやっていただいたと、人命がそのおかげで助かったと、本当に感謝する次第でございます。その自衛隊への対応についてもお知らせください。

さらに、道内他市町村はこの遭難者の救出についてどのような対策をとっているところがあるのかもお知らせいただきたいと思います。

さらに、これは出動要請で市の職員、そして消防団といった方々がまず救出に当たるわけですが、やはり自衛隊の訓練された体力、経験と違いました、私が思うにこれは素人が救出に行っていると思うのです。やはり名寄市の職員のこういった出動要請をした場合、職員に対し遭難者の救出のマニュアルであるとか救出に対する注意事項、そういったことは職員にどのように徹底されているのかお知らせいただきたいと思います。

世界遺産の知床で、遊歩道で散策中であつた地方からの観光客が行方不明となつてもう一月となります。あの観光の遊歩道でさえ、こういった事故に巻き込まれる。ほんの気の緩みがこういったことになると思います。ぜひこういった遭難者に対することに関しても名寄市としてもしっかりとしたルールづくりが必要であることを申し上げ、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま岩木議員のほうから大きな項目で3点にわたつての御質問をいただきました。1点目につきましては私の

ほうから、2点目につきましては生活福祉部長より、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目でございますけれども、安心、安全な水確保についての御質問でございます。初めに、浄水場の渇水対策についてお答えを申し上げます。名寄川では、ここ数年6月から7月にかけての2カ月間の降水量が大きく減少し、特にことしは8月を過ぎても異常な少雨になっており、この影響で名寄川の水位も大きく低下したところでございます。こうした渇水により名寄川の水質悪化も懸念されますが、この状況のもと異臭などの発生に対し、浄水場では活性炭を用いた特別な処理で対応を行っております。真勲別頭首工の管理規程では、安定的な取水を図るため最低限必要となる計画取水位を決めて管理を行っており、万が一この計画水位を下回つても配水には余裕があり、すぐに取水制限に至ることはありませんが、このような状況が続くようであれば新聞などを通じて広く市民の皆さんにお知らせをし、改めて水の大切さを考えていただくよう啓蒙を図つてまいります。過去にこのような例はありませんが、水位が下がり続け、最悪取水に影響が及ぶ場合には各利水者間で取水量の調整を図り、また取水量を抑えるための市内配水管の減圧を行つて対応を図ることになります。おかげさまで7日から10日までの降雨量で20センチほど水位が回復し、当面安定取水が可能となったことに安心しているところでございます。将来的には、サンルダムにより安定的な河川水量の維持と水質の改善が図られることに大きな期待がありますが、今後とも利水者間との協議も図りながら適切に取水が行われるよう管理を行つてまいりたいと思います。

2点目の次に危機管理についてでございます。名寄市地域防災計画に基づき、大規模災害や事故等における水道被害を想定した予防対策及び応急復旧に係るマニュアルなどの策定を行つております。緊急時における応急対策活動では、浄水場におけ

る危機管理体制として、大雨などによる水源水質の悪化に対応して浄水場における緊急運転操作マニュアルを策定しております。名寄地区に配水を行っている緑丘浄水場では、毒物に対する自動監視装置や多くの水質監視装置を導入し、水質悪化の速やかな検知とそれに伴う取水の自動停止システムを採用しており、二重の安全対策を図っております。現在名寄及び風連地区それぞれの浄水場における貯水能力は、万が一の取水停止があっても20時間にわたる給水が確保されます。第2期拡張事業では、平成25年までに緑丘浄水場からの配水管が風連浄水場の配水池へ接続され、供用化が実現される計画となっております。緊急時にこうした配水施設を活用し、風連浄水場を予備施設として運用することも計画しながら、断水被害の予防や被害程度の最小化を図ることとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目の2、危険家屋について、

(1)、(2)をまとめて説明させていただきます。

空き家につきましては、夏の草刈り、冬の屋根の雪おろし、防犯等の問題があることは理解をしているところです。地域におきましても空き家については大変苦慮していると考えています。平成13年度に実態調査をしたところ、民間、公共、民間の事業所も含めて170軒程度の空き家があることが判明しました。空き家とはいえ、当然所有者に管理する責任があります。しかし、実態では本人が死亡していたり、または遠くに住まいを移していたり等の問題、空き家を整理するためには産業廃棄物として適正な処理が求められておまして、坪当たり3万円程度の費用がかかり、一戸建てのうちで100万円以上かかることになり、大きな経済的な問題が立ちふさがっています。さらに、相続の問題などが重なり対策には大変難し

い状況にあり、即対応できていないのが現状であります。

本年に入り、1軒については所有者に対し、地域からの強い要請によりまして解決を見た事例もあります。もう一軒については、所有者が死亡しておりまして、今現在相続登記を促しているところですが、なかなか思うように進まず、危険な家屋でもあり、早急に対応していただくよう強く要請をしているところです。このほか13年の調査以降、それぞれ持ち主の方で年間に一、二軒程度解体が進んでいる事例も聞いておりますが、170軒という大きな数の中ではさほどの解決にはなっていないというふうに認識をしております。個別の相談をされました案件につきましては、かなり時間をかけての指導も含めたことに対して、時間はかかっておりますが、地道に作業を進めてまいりたいと思っております。今後においても町内会と十分連携をとりながら改善を進めてまいりたいと考えております。

さらに、旧風連町との合併によりまして、風連地区のデータは今手元に持っておらないものですから、再度空き家の実態調査を実施するとともに、他市町村においても同じような問題を抱えておまして、行政は民事不介入という原則の中でなかなか手が出しづらい状況もありますが、他市町村の状況等も調査しまして参考にしてまいりたいと考えているところです。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、遭難者救出についてお答えをさせていただきます。

初めに、遭難事故防止対策についてお尋ねをいただきました。ピヤシリ山でのタケノコとりにおいて発生をした遭難事故につきましては、ここ数年でも平成15年2件、18年1件、そして今年1件と起きております。この4件につきましては、幸いにして無事発見に至っておりますが、過去には死亡事故も発生しており、ピヤシリ山でのタケ

ノコとり遭難事故に対する予防と防止の対策を強化する必要があると考えております。

これまで行ってきた対策としては、まず遭難防止の啓発ということで6月の市広報で啓発記事を掲載をし、またピヤシリ山入り口付近に遭難注意の看板の設置を行ってきております。また、6月中旬から7月下旬のタケノコとりシーズン中はピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託の中で観光道路の巡視を行い、遭難防止を呼びかけております。今後に向けましては、一層効果的な予防、防止対策につきまして道内各地の事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、遭難救助の初期活動についてであります。名寄警察署から事故発生第1報が入りますと防災担当職員から副市長を初め関係部長を含む市職員及び消防署、上川支庁、自衛隊名寄駐屯地に連絡をとり、速やかに現地対策本部を設け、市、消防署、警察署、駐屯地等の担当者が連携をして捜索活動に当たることとなります。

次に、自衛隊名寄駐屯地の出動につきましては上川支庁を通じて出動要請を行う手続になっておりますが、緊急を要する場合には直接市から隊員の派遣を依頼をしまして事後手続をすることが認められておりますので、名寄市としては事故発生第1報が入った段階で駐屯地の担当窓口にて電話連絡を行うことによって、現地対策本部への参加を含めて迅速かつ有効な初期行動が可能となっているものと考えております。いずれにいたしましても、ピヤシリ山遭難救助活動における名寄駐屯地隊員の存在は極めて大きなものがありまして、現に今年の事例におきましても駐屯地救助隊によって遭難者が発見され、救出されております。今後につきましても駐屯地の支援なしには実効ある救助活動は困難でありますので、状況に応じて出動要請を行っていくことになろうかと考えております。地域の防災や災害救助活動も駐屯地の役割の一つと伺っておりますので、一層連携を図って

まいりたいと考えております。

また、市の職員が捜索活動に参加するに当たって、経験不足からきます二次災害等の危険回避を含めた対応につきましては、捜索隊の編成の中で役割分担をして、また現場での体調確認など緊急時の対応をしておりますが、関係機関とも協議をする中で今後の対応についても検討してまいりたいと考えております。

次に、自己責任についてもお尋ねをいただきました。この種の遭難事故防止につきましては、本人の自覚により事故防止を徹底することがみずからの身を守るためにも必要不可欠でありまして、その意味からも当事者の自己責任が問われるものと考えております。

捜索費用についてであります。本年の事例につきましても直接的な経費だけでもおよそ150万円になります。出動した捜索隊員は、2日間の延べ人数で市役所80人、警察署30人、消防署70人、自衛隊100人、その他25人の合計300人強になりまして、それら捜索隊員の食事費用、市職員の時間外勤務手当、消防職員の出動手当及び時間外勤務手当、消防団員の出動手当に要した費用であります。このほかに出動車両の燃料代のほか、札幌から出動いただきました道警ヘリコプター、防災ヘリコプター各1機、それから自衛隊のヘリコプター3機の燃料代などが今回の救出活動に伴う費用として押さえております。なお、捜索隊の食事費用につきましては御本人からの申し出によりまして御負担をいただいたところでございます。

次に、遭難者の費用負担についてであります。美深町がことしつくりました遭難事故対策要綱を見ますと、遭難者またはその家族等の費用負担に関する規定が入っておりまして、食料費や諸雑費等の実費相当額を負担することになっております。この種の要綱を道内で最初に設けた旧大野町を初め、当該市町村のお話をお聞きしますと、こうした遭難者の費用負担のルールを明らかにすること

によって、山菜とりに入る方々の事故防止意識を高める上での間接的な効果を期待してこうした要綱を設けた背景もあるようでありますので、名寄市としてもこの機会にこの種要綱の整備もぜひ検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

まずは、水の確保についてでございます。ただいま御答弁いただいた中で、やはりさらに湧水が続くと減圧をして各家庭への水量を調節しなくてはいけないという答弁がございましたが、この減圧することによって市民に注意することもたくさんあると思うのです。この減圧することによって市民に安心、安全な水を届けるための影響というのはどのようなことが考えられるのかお知らせください。

さらに、今回北見の1万倍に及ぶ濁水が本当の想定外で出たわけですが、名寄市においては濁度がどの程度で浄水処理をするということが決められているのかお知らせしたいと思います。

本当に水、飲み水がないということは、非常に住民に不便をかけるわけでございます。いざというときにどう対処できるのかがこの危機管理であると考えております。このごろのテレビのコマーシャルで皆さんも見ている方もいるかと思いますが、公共広告機構の宣伝、「しているを、しているへ」、環境について水の垂れ流しであるとか、電気をつけているのをまめに消そうと。やはりこれは、マニュアルとして知っているというだけではなく、それを本当に実際にできるかどうかというのが非常に大切なことであります。この命を守る水に対しては、本当に細心的な注意を払っていただいて取り組んでいただきたいと思います。いざというときの対応について本当に細かな注意を払っていただきたいと思います。

さらに、災害もそうですけれども、やはりこう

いった方が一湧水で市民に迷惑をかけるというような状況になった場合の対策ですが、高齢者であるとか、ひとり暮らしの方であるとか、やはり飲み水の確保のためにも私は水、ペットボトルでの備蓄ということも検討すべきではないかと考えておりますが、ポリタンク、パックでの保存に対する考え方がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

さらに、この水道水というのは非常においしい水といいますか、検査が非常に厳しい。50項目にわたる検査をして市民に水を流していると。皆さんが安心だと思われて飲んでいるペットボトルというのは18項目しか検査項目がないわけです。ということは、いかに水道水は安全であるかということがここにわかるわけでございます。札幌におきましては、札幌の水が何と昨年度29万本、500ミリリットルで売れているそうです。防災的な貯蓄としての水の確保とともに、名寄市も私も今ちょっと考えてみたのですが、ピヤシリからの贈り物とか、サンピラーの恵みとか、そういった感じで名寄市のおいしい水を全道、全国にPRし、水道水を皆さん使ってくださいと言っているわけですから。冷やして飲むと結構おいしいのですよね。ですから、名寄市をPRするためにこの水道の活用ということももっともっと考えていったらいいかなと思います。その見解をお知らせください。

さらに、ペットボトルというのは非常に高いですね、商売的なものですから。ところが、水道水というのは何と2リットル入りのペットボトルで1円かかっていないと。ということは、やはり非常に安心で安全な水であるという、皆さんの御努力ですが、こういったことに対することをもっともっと市民の皆様にもPRして、上手な水道の使い方をアピールしていくことも必要だと思っておりますが、今までの数点についてまずお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） それでは、最悪

濁水によって各家庭で水が使えなくなったときのことでございますけれども、当然給水量を抑える必要が出てきます。そのときには、弁を閉めて圧を少し落とすということになりますけれども、そういったことをすることによって水道水の水質に悪影響を及ぼすおそれがあります。末端の給水栓の部分で出てくる可能性があるということで、そのことに対応しまして緊急給水に係るマニュアルに従いまして、給水基地よりタンク車で水道水を運ぶ、また個別に臨時給水体制も検討しながら、緊急給水として給水タンクや携帯用の給水パック、給水タンクといたしましたら1立方メートルのものを今現在6個備蓄してあります。それから、給水パック10リッター用のが現在1,500個用意してまして、行く行くは給水タンクを10個、それから給水パックを5,000個、こういった備蓄用に予備として計画的に配置をする計画であります。

そういったことで、できるだけこういうことがないことを想定しますけれども、万が一こういうことが想定されるとなれば、できるだけ早い時期に節水の呼びかけを市民の方々にお願いしたいと思います、そのように思っているところでございます。

また、危機管理に対しての北見の実例を出されましたけれども、名寄市におきましては大規模災害のマニュアルを作成しているところでございます。7点にわたり、この1点目には名寄市水道施設災害防止計画、2点目には名寄市水道施設大規模被害事故等対策計画、こういったことでの7項目にわたってのマニュアルをつくっているところでございます。

また、濁度でございますけれども、名寄の場合は1,000度まで可能ということで今のところは考えているところでございます。

また、ペットボトルにつきまして今後こういったことでこれからも検討に入れていかなければ

ならないのかなと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 和田上下水道室長。

○上下水道室長(和田 博君) 大変申しわけありません。ピヤシリの水を使う予定はないのかという御質問の中では、今の中ではちょっと……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 今副市長。

○副市長(今 尚文君) 最後に御質問ありました名寄の水として水道水そのものをペットボトルに入れて売する方法はないかということで、今浄水場を中心にして研究しています。実は、旭川が動物園にちなんで売って非常に売れていると。ちょっと選挙事務所の関係でもめましたけれども、しかし非常に売れているということなのです。御存じかと思えますけれども、今水道水は使用量が非常に少なくなってきました。実は、家庭でペットボトルでお茶を飲んだり、水を飲んだり、市販のものを買っていますから、それが即飲料用の水が減ってきているということがありまして、水道が実は苦戦をしております。したがって、今提案のありました安全な水を売るという立場でペットボトルを売らないかと、こういうようなことで、名寄ではつくれませんので、セールスもあるようでもありますから、ぜひ検討したいなというふうに思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 岩木議員。

○8番(岩木正文議員) ぜひその水、名寄市のおいしい水をぜひ実現できるよう御努力よろしくお願い申し上げます。

もう一度、再度水の件なのですけれども、濁度が1,000度というイメージがちょっと申しわけない。私にはわからないのです。どれぐらいの汚れた水なのかと。それが今回北見では1万度という想定外のだったというので、とりあえず1,000度の大体の目安でいいです。どれぐらいの汚れ

ぐあいなのかお知らせいただきたいなと思っております。お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 北見の1万度と申しますと、その土がおにぎりになるぐらいな状態、これが1万度ということで、1,000度ということになりましたら普通の河川、雨が降った後見たときに濁っているなど、そういった程度が1,000度ということになります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） そうすると、普通の濁り水が大体ふだん取水できる程度だということですね。ということは、これは十分やはりそれ以上の濁り水が、濁水が起きる可能性というのはあるわけですから、今7つの項目に従ってマニュアルをつくったということですので、やはり危機管理というのはいざ何かあったときにふだんの行動、今までやってきたことが市民の安心、安全を守るということにつながっていただかなくてはならないと思っておりますので、本当に細心の注意を払い、ふだんより本当に市民の安心、安全な水のための御努力をお願い申し上げておきます。

それでは次に、危険家屋、空き家家屋についてでございます。本当にこれは、個人の財産という問題とそれをほうってしまった地権者の非常に難しい問題でございます。しかし、これもこれから先この過疎地におきましては、さらにふえていくことは予想されるわけです。そういったための、これ13年度のアンケートでも1年から3年、3年から6年、6年以上の空き家、6年たつとその家もやはり風とか突風とかで屋根があいている、今名寄のまちの中の危険家屋もあります。そういった現状を持ち主に知らしめるというか、何年たったらこうなっていますよという形でやはりその現実を知っていただくようなことは、これ行政としても安全を守るためにも必要だと思っておりますが、そういったことに対する今後の空き家対策

のルールをつくるというか、そういったお考えはあるのかなのか。

それと、個人的なことになってしまうのであれなのですけれども、やはり空き家として5年、10年、20年と置いているということは税務的な対策も必要になってくると思うのです。やはりこれらはみんながみんな、ほとんどの地主はしっかりとお金を払い、固定資産税も払っていただいておりますが、中には空き家イコール固定資産税の未納者というようなことの割合というのがどれぐらいあるのか、わかればちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今岩木議員から再質問がありまして、たまたま今でもまちの中で皆さん方、議員方も、かなり目立つ場所にありますので、それらもちょっと含めて具体的な事例の説明もしまして、今後の取り組み状況について説明したいと思っております。

1つは、13年当時から空き家になっていた状況がわかっておりまして、そのときから電話連絡、それから文書通知をして対応してまいりましたが、先ほど言いましたように産業廃棄物の処理の費用が相当多額にかかるということで、相続の権利を持っている方々が資産をお持ちになっていて解体費用を捻出できる方については、多少時間がかかっても連絡をとることによって解決してきたものも何件かあるかと思っております。

ただ、現実問題としまして、今の相続がこれだけ広範囲にわたって長い年月かけて相続が1回目の相続からさらに2回目、3回目と代がわりしているようなことも実はありまして、なかなか容易にいかないのが現実です。その一方で、その土地については売ればある程度の売却の利益が出てきまして、それを活用しての危険家屋の解体ということも同時並行で今現在強く申し入れをしておりますので、それが1つのまちの中における所有者がいなくなって建物だけ残っている部分について

は土地の売却処分、それから利活用を中心として対応することによって危険家屋の解体まで結びつけられるのかなと、そういう方向でそれらについては対応させてもらっています。

それから、税務課のほうとは今回の事例では相当連携しまして、税務課と市民課で相続の関係、それから生活安全担当から個別の方に相当執拗に連絡をするという形で危険家屋の写真もつけて実は送りつけています。それで、相続関係については個別の納税管理人という代行者の方にだけ対応していたのですけれども、相続関係の全体像がわかった時点ではそれぞれ全員の方に連絡をして、こういう危険な状態だということをやろうかと思っています。これについても戸籍を使ったり、他の市町村への照会事務をかけましてやるということで、相当時間と労力がかかるということで、余りたくさん数を一遍に処理できるというような状況にはないかもしれませんけれども、住民生活の安心、安全にかかわる大事な問題とっておりますので、個別個別の案件を進めてまいりたいと思っています。

それから、税の関係については、資産税のほうで地主が名寄にいないとか、建物の所有者が名寄にいない場合については納税管理人制度を使っておりますので、今ここにちょっと手持ちには……それと危険家屋との関連性についてはちょっとデータは持ち得ておりませんので、納税管理人をどれくらい設定されているか、そのうちうちの170件ぐらい持っているデータとの突き合わせをこれからの対策の一環として照合作業も含めて対応してまいりたいと思っています。

それから、最終的には先ほど言いましたように生活安全、税務課、市民課と関連する部署で情報がばらばらになっていることも実際問題あったと思います。今後につきましては、強力な連携を進めまして役所総がかりで対応してみたいなと思っています。簡単に解決はしないものですから、税務課からの通知を送る、うちは危険家屋の解体と

いうことで通知をすると。執拗に繰り返しやるということも大事かなと思っていて、行政の民事不介入という縛りの中ではできることは知れているのですが、そこら辺を中心に組み込んでまいりたいと思っています。

それから、建築担当とは建築基準法に基づく危険家屋の認定という形がとれるとすれば、それに基づく行政代執行、これらのちょっと検討も実はしたのですが、危険家屋の認定については第三者機関による認定も必要で、役所の都合だけで危険建物だということでの簡単な認定は難しいということもありまして、この辺も今回の実態調査が終わった後、具体的に代執行の関係でやっている例もあると聞いておりますので、どの程度の労力、どの程度の時間がかかるのかも含めて検討してまいりたいと思っています。

今議員おっしゃいましたように過疎化、高齢化が進展する中では、さらに年数がたてばただけ状況は悪化してくると思っておりますので、役所が持ち得る情報の共有と各課の連携によりましてできるだけ早く対策について、対応につきましては個別個別の案件ごとに速やかな連絡をさせてもらうことで町内会とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 本当はこの問題につきましては、個人の所有物との兼ね合いで非常に難しい問題だということは理解しております。昨日でしたか、テレビドラマ「生きる」というのを皆さんごらんになりましたか。あれもちょっと行政の余りにも極端な対応でしたが、やはり各部署協力し合い、たらい回しがないう共同し合い、こういった一つ一つの問題を早期解決するために協力してよいルールづくり、対策を今後とも頑張っていっていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

最後、遭難者です。私、今部長の答弁で150万円かかったと、そんなものかなと、ちょっと驚

きはしたのですけれども。本人も遭難しようと思
って山に入っているわけではありませので、な
ってしまえば市民の命を守るために仕方ないこと
とは言いながら、やはりこういったことも市民に、
1回の遭難事故においてこれだけの皆さんのボラ
ンティアとお金がかかるのだよということで十分
注意してくださいということも促していく必要は
あるのではないかなと思っています。

さらに、入って捜すまでの時間ですよ。私も
その後ちょっとピヤシリのところに車で行ってみ
たのですけれども、憶病なものでちょっと歩いて
入っていく自信がなくて、ちょっと行くともう背
丈以上の草木に囲まれてしまう。これは、やはり
安心していてもいつ何が起こるかかわからないと、
本当に自然というのは厳しいものだよということ
をしっかりと入る人には認識していただく自己責
任が本当にあると思います。逆に言えば、入るた
めにはGPS付きの携帯を持っていますかとか、
逆に供託金をもらってGPSを貸し出すとか、さ
らには最低3本の発煙筒を入るときには貸し出す、
そういった予防策を持って入ってあれば、ある程
度のこういった大きな捜索隊を出さなくても済む
ということもありますので、何事もやはり予防と
いうことに対してどのようにお考えになるかお知
らせください。

本当に自衛隊の皆さんには、市民の命を守るこ
とに貢献いただいて感謝しておりますが、絶えず
どんなときでも自衛隊の援助が得られるというこ
とではございません。やはり消防団、警察、市民、
市の行政職員が対応していかなくてはならないと
いうこともあると思います。中に入った今回の消
防団、市職員の方の何人かのお話を伺いますと、
捜索というのは人海戦術で横になって一斉に行く
わけですね。最初は手をつないで行っているけれ
ども、だんだん、だんだん一直線になっていくと
言うのです、山に入ると。やはり怖いですよ。ね。
そういったこともやはり人海戦術で行かなくては、
なかなか人というのは発見できない山の中ですの

で、そういったことで二次災害の起きることのな
いような、きちっとした年に1回か2回のそうい
ったことに対する訓練というか、指導ということ
も行政の職員に対して行うことが必要と考えてお
りますが、見解をお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） GPSも含めて、入
山のときの要件ということでの御質問ありました
けれども、遭難事故の後、警察の方とお話をする
機会がありまして、例えば発煙筒であるとかとい
うことも出ましたけれども、やはり発煙筒につき
ましては大変有効だけれども、使用した後の火の
始末が山ということもあってちょっと対応し切れ
ないのではないかという、そんな話もいただきま
して、その中で捜索ヘリが飛びますと手鏡で、日
中に限りますけれども、手鏡で光で知らせるとか、
そういう方法もあるといういろんなお話もいただ
きましたので、これらにつきましては原則論はや
はり入山される方の自覚を促すということが最大
だと思しますので、こうした啓発もしっかりと進
めてまいりたいと思います。

それから、実際にその遭難現場に参りまして自
衛隊の隊員の方と警察の方と市の職員、正直申し
上げて体力的に相当違いがあります。やはり現場
で自衛隊の方あるいは警察の方から指導なり助言
をいただく中で市の職員の捜索活動をするとい
うことで、お話のあったとおり絶えず左右の人間を
確認しながらササやぶをこいでいくという作業に
なりまして、これらにつきましてはやはり私ども
市の職員だけでのどうしても対応ということには
なりませんので、防災会議であるとか、あるいは
年に1回防災訓練をしている際での自衛隊である
とか警察であるとかとも協議をさせていただいて、
どうしたことが職員としての訓練になるのかも含
めてちょっと検討させていただきたいと考えてお
ります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） この遭難者救出につき

ましては、やはり自己責任ということが非常に大きな重要なことになってきますので、そういった市民への啓発啓蒙をぜひさらに促していただきたいのと予防策を皆さんで知恵を出し合い、可能な限り有効な手段をみんなで考えていっていただきたいなと思います。

最後に、もう一度水なのですけれども、やはり喝水、この有効な手段というのはダムでございませう。今回道議会の最終日にサンルダムが着工できるかどうか、北海道としての考え方を示すそうでございませうので、一日も早いダム着工を私も望んで質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

グラウンド環境と学校耐震化優先度調査について外1件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 本定例会において、大項目2件について市長と教育長に通告に沿い、お尋ねをいたします。

グラウンド環境と学校耐震化優先度調査について教育長にお尋ねいたします。1点目として、グラウンドの水はけについてお伺いをいたします。ことしは、例年になく雨が少なく、雨のためにグラウンドが使えないという日は今のところ例年より少ないと考えますが、市内小中学校のグラウンドの水はけについて、各学校の格差を踏まえ、調査をされたことがあるのか。また、調査をしないまでも把握していることがあればお示しをください。また、今後の考えについてお尋ねをいたします。

次に、学校耐震化優先度調査についてお尋ねいたします。平成18年1月に施行された建築物の耐震改修の推進に関する法律により、学校施設の耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられました。昭和56年以前に建築された市内校舎8校、体育館8校の耐震化優先度調査が昨年行われました。地震につきましては、幸いにも上川北部に位置するこの名寄地方は文部科学省の地震調査推進

本部の全国を概観した地震予測において、今後30年間のうちに震度6弱以上の地震が来る可能性は0.03%と国内一安全と言える地域であります。しかし、地震の予知についてはまだまだ解明されていないことから、子供たちや関係者の生命を守るためにも老朽化が進んでいたり、耐震に不安のある学校施設は迅速にその対応をすべきと考えます。

耐震化優先度調査の結果を踏まえ、1点目として改築か耐震補強かの振り分け基準の基本的な考え方をお尋ねいたします。

2点目に、耐震化優先度の評価に基づいた順に建築年度に関係なく改築か耐震補強を行う考えなのかをお尋ねをいたします。

続きまして、温暖化対策と農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねいたします。初めに、水稲用水の不足とダムについてお伺いをいたします。ことしは6月、7月の記録的な少ない降雨量のため、畑作はもとより水稲にもその用水水系より水田に十分な水の確保ができず苦慮している耕作者が少なくないと受けとめています。市内の水稲を見ても枯れて倒伏しているところが各所に見受けられます。この高温少雨は、地球温暖化の影響とも言われていますが、地球温暖化の現象につきましては2010年ころからが本格的にその影響が今まで以上に顕著に出てくると言われています。このことから今後ますます気候が変化し、安定した営農や名寄市の基幹産業であります水稲栽培にも大きな不安があると受けとめています。水稲用水の十分な確保は、今後名寄市だけでなく日本の水稲栽培においても重要な課題となるところで

そこで、ダム用水の関係で2点お尋ねいたしますが、各所にある市内関係ダムについて、流入堆砂等で竣工時と比較し、貯水能力の低下が心配されますが、現状についてお尋ねいたします。

次に、水不足に対応したその効率的な有効利用や栽培方法も含め、今後の調査研究が必要と考え

ますが、その点のお考えをお伺いをいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねいたします。この事業につきましては、ことしから市内において風連西地区、タヨロマ川の西側の地域が先行して取り組んでいます。1点目といたしまして現状の予算規模、取り組み内容についてお尋ねをいたします。

2点目に、次年度からは市内農業地域全域の取り組みとなる計画であります。その予算規模と地域割りの考え方、取り組み内容についてお尋ねをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目の1点目は私から、2点目については経済部長からの答弁となります。

初めに、グラウンドの水はけについてお答えをいたします。市内小中学校グラウンドの降水後の状況調査につきましては、本年8月2日の午前10時から午後5時の間に26.5ミリメートルの降雨量があったことを受け、8月3日に実施をいたしました。名寄地区の小中学校グラウンドについては、名寄小学校を除き一部に水たまりが残り、地盤については軟弱な状況でありました。また、風連地区につきましては、ほぼ名寄地区と同様な状況であります。風連中央小学校と風連中学校については他の学校と比較いたしますと一部が特に悪化している状況があり、翌日の使用は困難な状況であると判断をしております。毎年4月には各小中学校に補修材として砂や火山灰を提供し、補修に努めておりますが、今後はさらに実態を把握し、技術的な改善策を検討し、年次的に対応を図ってまいります。

次に、学校施設耐震化の優先度調査の結果と今後についてということであります。昨年度名寄市で実施いたしました学校施設耐震化優先度調査は、全国一律に早期の学校施設の耐震化を求める文部科学省が学校施設耐震化事業の入り口部分に当た

るものとして示しているものであります。そのねらいは、耐震化対策が必要な学校を数多く抱える自治体の中長期的な計画で耐震化事業に取り組めるように一定の技術的、客観的な視点から耐震化事業の優先度を検討するものです。この優先度評価を目安に今後計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて補強、改修、改造などの耐震化工事を計画実施していくこととなります。

耐震化優先度調査は、建物の耐震強度そのものを判定するものではなく、一定の評価基準に基づいて複数の建物を5段階にランクづけするものであります。調査項目は、1つとして建築年度と階数による基本分類、2つとしてコンクリート強度試験、3つとして柱、はり、壁等の主要部材の腐食、ひび割れ等による老朽化の分類、4つとしてはり間及びけた行きによる基本構造の分類、5つとして耐震壁配置方法の分類の5項目で、これに該当地域の想定震度が加味されることとなります。

今回の調査結果は、優先度の高い順に校舎ではランク1が3校、ランク2が1校、ランク3が1校、ランク4が3校となります。体育館では、ランク1が1校、ランク3が6校、ランク4が1校となりました。

改築か耐震補強かの振り分けにつきましては、優先度調査の結果と現在検討中であります小中学校適正配置計画とを連動させ、統廃合の見込みや老朽化の状況、バリアフリー化やオープンスペース確保、安全な建築資材の使用など、学校施設に関する最新の各種基準との乖離状況などを勘案しながら総合的に検討することとなります。

なお、昨年度以降耐震化事業が優先され、老朽化による校舎改築事業については、その採択基準のハードルが高くなり、統合を前提とした校舎改築が優先される傾向にあります。また、現在文部科学省は事業費が改築に比べて3分の1から2分の1程度となる大規模改修による耐震化を進めています。さらに、耐震化工事の実施が相当年数先になる場合には耐震診断による危険箇所の応急補

強工事を求められています。いずれにしても、今後さらに耐震診断もしくは改築を前提とした耐力度調査の実施が必要でありますので、優先度調査の結果のみでは事業着手順位を含めた耐震化や改築の計画は立てられないものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 初めに、水稻用水の不足とダムについてお答えを申し上げたいと思います。

ダムに流入し、堆積する土砂ですけれども、御料ダムで見ますと築後21年経過いたしましたけれども、昨年10月の測定では3,726立方メートルで、予定堆積量20万5,000立方メートルと比較し1.8%となっております。この数量につきましては、利用水量や管理日報とあわせて毎年旭川開発建設部へ報告、提出をしているところでございます。また、ほかのダムにつきましても同様の傾向が見られます。

計画を下回っている理由ですけれども、これらのダムは農業用水専用のダムで、水利使用期間は5月初めより8月末までとなっております。貯水期間は4月中の2週間程度、水利使用期間を除きましては土砂吐きゲートを開放、通水するため、秋の雨や貯水を始めるまでの雪解け水によって下流部に流れるものと考えられております。しかしながら、農業用水を取水する際、取水塔の周りに土砂が堆積し、取水に悪影響を与えるような事態が発生すれば当然排除しなければならないと考えております。そのため落水後は注意深く監視をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

調査研究のお尋ねでございますが、ここ数年6月中旬ごろから水不足が発生し、取水制限を行い、番水にて乗り切るといった事態が発生しております。原因は幾つか考えられますけれども、その1つに自然現象によるものとして少雪、少雨、早期の雪解け水の流出があると思っております。御料ダム

で見ますと、4月中旬に貯水を始め、下旬に満水となります。取水開始の5月10日ぐらいまでの流入水は、洪水吐きより自然放水となり貯水することができません。雪解けが早ければ取水開始後の雪解け水の流入がなく、降雨を待つのみとなります。貯水と取水のバランスが崩れますと、8月末までの利水を考慮して取水制限をとらざるを得ない状況であろうというふうに思っております。

また、もう一つの要因といたしましては、基盤整備が進みまして用排分離、暗渠排水や心土破碎の整備、そして機械化による作業時間の短縮や作業日の集中など、一定期間に多量の水が必要となることでその時期に降雨等、流入水がなければ取水制限を行うこととなります。現在水利権の増量やダム容量の増は現実的には難しく、結果として現有水量をいかに効率的に使うかが問われているものと思っております。用水路の改修や目地の補修などで漏水防止は実施していますけれども、ほかに用水路に落とされた水を再び用水として再利用できるかどうかなど、今後課題というふうに受けとめているところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。まず、平成19年度採択の風連西資源保全活動組織の現状と予算についてでございますけれども、地区の概要は協定農地面積が1,297.7ヘクタール、うち水田が1,135.4ヘクタール、畑では157.1ヘクタール、草地では5.1ヘクタールで交付額は年間3,484万4,000円となっております。構成員は、農業者で148名、ほかにJA道北なよろ、てしおがわ土地改良区、PTA、行政区など、その他多様な団体で構成をさせていただいております。

活動といたしましては、農用地、開水路、パイプライン、農道における基礎部分及び農地・水向上実践活動で45項目、さらには農村環境向上活動として景観形成、水田貯留機能増進のため6項目の実践活動を行うこととしており、4月27日に組織の設立がなされました。6月15日付で名

寄市と協定を締結をいたしております。この組織では、内部での事務処理が困難と判断、土地改良区の用水操作を受託し、地域の施設の状況を把握している業者に外部委託をして円滑な事務処理を行っているところでございます。

次に、平成20年度に向けての予算規模と設定についてのお尋ねでありますけれども、交付算定単価が反当で水田が3,400円、畑で1,200円、草地で200円となっているわけですが、交付算定として畦畔のない水田は畑の単価、牧草の作付水田は草地の単価となったこともあり、さらには中山間等直接支払い制度の交付算定農地を本対策の単価から除くことなどで、当初19年度実施地区も含めまして約2億2,000万円を予定しておりましたけれども、1億8,000万円を下回るものというふうに考えているところでございます。

地区設定におきましても本年度の風連西地区が大き過ぎると道からの指摘を受けましたけれども、地区の一体性を説明し、採択に至った経緯があり、今後の地区設定におきましても地区の一体性を検討し、当初全体で7地区を想定しておりましたけれども、若干地区数が増加するのではないかとこのように考えているところでございます。現在のところ市では交付額の算定のため全農地の検証を行っておりまして、農地の検証が終わり次第、地区設定につきまして関係団体と協議を行って、秋の取り入れの後に地区に素案として説明すべく準備を進めているところでございます。

取り組みの活動につきましては、本年先行して実施している風連西地区を参考にしながら、地区の実態に合わせ、農用地、開水路、パイプライン、農道における基礎部分及び農地・水向上実践活動、農村環境向上活動として景観形成、水田貯留機能増進のための実践活動を地域の合意形成に基づき行うこととしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それでは、グラウンドの水はけから再質問をさせていただきたいと思いますが、私も地元の中央小学校あるいは中学校の保護者あるいは少年団活動の関係者から、常々水はけが悪いということは聞かされてはあったのですが、他校と比較してどうなのかということをお自身も把握していなかったものですから、教育委員会は8月3日に調査をされたということですが、私も8月11日に、ことは雨が少なく調査する日がなかったのですが、8月に入りまして2日から11日ぐらいまで1日置きに雨が降ったような状態だったので、11日に調査をして写真も撮ってきました。ただ、日没のために智恵文地区だけがちょっと調査できなかったわけですが、きのう智恵文地区も他校と比較しながら調査をしました。

そこで、先ほど教育委員会としても風連中央小学校と中学校が悪いということをお答弁されましたが、私のお見解も確かに風中と中央小についてはこの市内の中ではワーストワン、どちらが1位になってもおかしくないほどの水はけの悪さだというふうに判断してございます。そのほかに東風連小学校についても悪いと。それから、智恵文中学校についてもきのう行った段階でも奥のほうのバックネットのほうへ行きますと本当に深い水たまりで、金魚が飼えるぐらいの深さの水がずっとたまっているという状態でございます。それから、市内でいいますと豊西小学校も悪いと。この5校が非常に他校と比べて悪いと。この5校については、今後ほかの学校が体育なり、あるいは部活で使っても半日ないし1日半は使えない状況が続くのではないかなというふうに想定をされております。

そんなことも踏まえて、年次的に対応をしていくということですが、改善の方法によってもかなり事業費が変わってくると思いますが、年間の大体の予算と、それと1校ずつ改善をして

いくのかお伺いしたいのと、この学校の中で暗渠排水が入っていない学校があればお伺いをしたい。

この2点についてお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今日根野議員から風連中学校、風連中央小学校以外にも市内の3校が若干の水たまりがあるということであります。風連中央小学校と風連中学校につきましては、表土が軟質ということでありまして、状態的には風連中央小学校の西側に水たまりがあると。それから、風連中学校につきましてはトラックコースの一部に水たまりがあったという教育委員会での調べです。また、豊西小学校、それから智恵文中学校、東風連小学校につきましても8月3日の調査でありますけれども、豊西小も表土的には軟質の状態ということでありまして、豊西小はトラックコースの一部が軟弱状態になっていたと。それから、智恵文中学校でありますけれども、智恵文中学校は表土はかたいという部分でありますけれども、ここにつきましてはトラックコースの一部が軟弱になっているということです。それから、東風連小学校でありますけれども、東風連小学校も表土は硬質ということで、状態的には中央一部にやや軟弱ということで、8月3日の状況についてはそういう状況であります。いずれにしましても、風連中央小学校、風連中学校は一部特に悪いと、それに続くのが今言った豊西小学校、智恵文中学校、東風連小学校というふうに認識をしているということになります。

今後の改修ということでありまして、今までも砂、火山灰ということで補修をしておりますけれども、これら状態の悪い学校につきましてはさらにそういった土の質の部分も含めて詳しく実態調査をしながら改修を進めていきたいと思っておりますけれども、特に悪い部分につきましては優先度を決めながら予算配置も必要かなというふうに思っております。

また、暗渠の関係でありますけれども、名寄小学校と西小学校には改築時に敷設をしていると。それから、豊西小学校につきましては平成10年に敷設をしていると。また、名寄中学校、下多寄小については堤内排水あるいは道路の一部に入っているということで、あとの部分については実態調査をまだしなければなりませんけれども、暗渠が入っているかどうかというのがまだ不明な部分であります。いずれにしても、先ほども申しましたように比較的程度のよいところについては従来どおりの補修ということと、悪いところについては予算措置も考えながら今後補修を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 水はけをよくする方法には3つあると思うのですが、暗渠が入っていれば心土破碎をして整地をして鎮圧をすると、これが一番経費的には安い方法ではないかなというふうに思っております。それから、客土についても、その厚さによりますけれども、客土をして整地をして鎮圧と。それから、暗渠がないところでは暗渠ということになるかと思っておりますけれども、暗渠が入っているところであれば、グラウンドですから、田んぼや畑と違って泥水が入って管が詰まるというようなことはなかなか考えづらいのではないかなというふうに考えているわけですが、表面がやっぱり盤ができて、そこから水はけが悪くなっているのではないかなということが想定されるわけですが、心土破碎をして整地をして鎮圧というこの工程で改善できれば、これはもうこの地域には農業者がたくさんおりますので、PTAや保護者あるいは地域である程度の経費負担をすれば、賃耕料で言えば二、三十万円もかかるかどうかで1つのグラウンドができるのではないかなというふうに私は想定しているのですが、その方法でとりあえずは、やっぱり年次的にやるといいますと、中学校

3年間のうちに2年おくれたら、もうそれですぐ卒業してしまうということになりますので、早急に対処できることは対処していくということで、そんな方法もこれから行政と市民の間では協働の取り組みということも言われておりますので、その辺の見解を再度お伺いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御提案がございました地域との協力、非常に大切だというふうに思っております。

それと、心土破碎ですか、それらについても農耕地においては非常に有効だというふうに聞いております。ただ、グラウンドの状況の中でそれが本当に有効なのかどうかというのは、今まで経験したことがないという部分もありますので、それらについてもそうしたことが有効なのか、あるいは農耕地と本当に同じような形でできるのかどうか、そういったような技術的なことも改善策を検討しながら今後考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） なかなかグラウンドについてもやったことがない、農地と違うのではないかということではわかるのですけれども、やってみなければ、その専門家というのはいないわけですから、やってみる価値は十分私はあると思いますので、迅速にこの格差をなくすためにも対応していただきたいということを要望をしておきたいと思っております。

それから、耐震化優先度調査について質問をさせていただきたいと思いますが、1点確認をしたいと思いますが、この耐震化優先度の評価、順位が出ておりますけれども、これは必ずしも最優先と考えず、1つの大きな目安として適正配置も含め、総合的な評価判断で手をつける順番を決めていくということで理解してよろしいのか確認をしたいと思っております。

それから、答弁で改築するには統合が優先をされるというような答弁をお伺いいたしましたが、これについては風連中学校の場合はどういう考え方になるのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、7月にそれぞれ今年度の適正配置も含めて、ことしの手順の書いたものをいただいているのですけれども、耐力度調査、耐震診断実施の年次計画の立案、それから改築、改造補強の種別を想定した施設整備の年次計画、それと適正配置、これことしやることになっているのですけれども、本当にこれがことしじゅうにできるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 耐震化優先度調査の関係でありますけれども、3点ほどいただきました。

結果については、それを優先するかどうかということでありまして、先ほどもお話ししたとおり優先度調査の結果については現在検討中ということと、現在小中学校の適正配置計画の検討委員会を今まで4回実施をしております。委員の皆様からさまざまな意見をいただいて、これからまとめに入るとことでありまして、年内あるいは年度内に検討委員会からの答申ということになろうかと思っております。それを受けた後、名寄市内全体の学校施設の整備計画というものを策定していかなければならないということになっておりまして、その中でその優先度といいますか、そういった整備計画が明らかになってくるのかなというふうに思っております。

また、統合が優先云々という部分でございますけれども、これについては文科省の通知の中で、先ほども申しましたけれども、耐震化の部分でいきますと補助の部分が出てくるということになります。文科省は、その耐震化工事のほうを進めていくということを優先的にしておりまして、改築については、風連中学校については既に平成10年度に耐震度調査をしているということで、その

改築という方向になってくると思いますが、その耐震化の工事の関係と、それから改築の関係、これらについてもすべて学校施設の整備計画の中でそうしたものの順位とか、そういったものを決めていくのかなというふうに思っております。

それから、適正配置の手順ということでありませうけれども、これらについては現在検討委員会の中あるいは文科省等の通知の中で今後明らかになってくると思われますので、その時点の中で再度また御報告をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 今年度中にできるということで理解をされているのですよね。そういうことで理解しました。

適正配置計画については、やはり市民の意見を十分把握することも大事だと思うのですが、その市側の方向も十分途中経過でもやはり報告をしながら情報を発信していくということが私は非常に重要ではないかなというふうに考えておりますが、その辺の説明会なり、その辺のスケジュール的なものがあればお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 検討委員会については公開制ということで、その検討委員会が開かれるときにはだれでもが入っていいということになります。今4回の検討委員会を通じて、これから先ほど言ったようにまとめのことに入っていくわけですが、それらの中でまた各種団体やそうした方々の御意向もお聞きするという事になっておりますので、スケジュール的に。その部分については、またお知らせをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） その辺は、十分こ

れでもかというぐらい情報発信を抜かりなくしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

それでは、続きまして農地、水の関係についてお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、現状西地区の活動内容については51項目の作業項目があるということで非常に項目が多いわけですが、ただ事業の中身については今まで農業者がやっていたことが大半だというふうに理解しているのですが、この事業に取り組むに当たって新たに何か農業者に対して作業なり、そういった項目が新たな部分の作業についてあればお伺いをいたしたいと思っております。

それから、現状西地区はその水系を委託している業者に事務についても委託をされているということですが、次年度からは、今のうちは水田地帯ですから、それなりのところがあると思っておりますけれども、智恵文あたりへいきますとそういった部分がないということで、新年度に向けてはどういう考えをされているのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、来年度の予算は1億8,000万円弱だろうという想定をされておりますけれども、ことしの採択に当たっては事業に取り組むに当たって二転三転してなかなか、本当の間際になって決まったような状態でございますけれども、次年度については道の予算、国の予算も含めて本当に大丈夫なのか、その点をお伺いをいたしたいと思っております。

それと、今現在西地区で農業者にそれぞれ事業をやっていると思うのですが、田んぼですと3,400円の交付金ということになっているのですが、農家に還元されている大体の平均の目安でいいのですが、どの程度を現金で返されているのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 4点についてお尋ねをいただきました。この機会ですので、ちょっ

とコマーシャルを含めて御説明を申し上げたいと思いますけれども、新たな取り組みということでございますけれども、実は先ほど2本立てでお話をさせていただきました。1本は農地・水向上活動、それからもう一つは農村環境向上活動、いわゆる2本立てでこの事業が進められております。両方ともその事業を1つずつ、1項目以上を取り組みなさいということでこれは義務づけられているところでございます。

前段申し上げました農地・水向上活動の主なもので申し上げますと、暗渠施設の清掃、水路に付着した物除去、それから農用地、開水路、パイプライン、先ほど申しました農道、各項目の機能診断、それから補修技術の研修、こういったものが前段申し上げました農地・水向上活動のメニューの中に入っております。後段は、農村環境向上活動でございますが、これにつきましては水田貯留機能の増進をというようなことでのメニューが掲げられているところでございます。これにつきましては、新たな部分ということは特にないわけですが、既に従来から農業者の中で地域の中で取り組まれている事業をそのまま取り組まれているのかなと。中にはソフト的な事業もあろうかと思いますが、それは研修等につきましては新たな部分と言えばそうかなと思いますけれども、既に手がけていらっしゃる、取り組まれているものというふうに理解をさせていただいているところでございます。

それから、事務の処理についてのお尋ねでございますけれども、実はこの事務につきましては生産者といましようか、農家がいわゆる専門しながらこういった取り組みをする、あるいは日報だとか事務の整理だとかというものが農作業が終わった後の事務処理というのは大変負担だというようなお話をされておりました。したがって、私どものほうで従来の改良区のほうでの委託業務にさらにこの農地、水の作業業務を一定の方々に受け取ってもらおうというような、そのほうが

事業が進みやすいのではないかというような結論に達しておりました。前段は、改良区なり農協の職員なりというようなことでの組み立てもしてみたのですが、なかなかそこまで手が出ないというようなことですから、今は事業管理組合の方々に受け取っていただいているところでございます。これは手続をして、そういった形の中で受け取っていただいていると。

今後につきましては来年新たに、ことしは1地区ですが、来年は何地区になりますか、さらに広がると思いますけれども、できれば風連地区あるいは名寄地区、智恵文も含めて、こういった地区の枠取りの中でそういった事業管理組合の方々に受け取っていただいたり整理をしていただくのが一番いいのかなというような考え方をしております。といいますのは、既にその精通されている方々が1名いらっしゃいますと、それぞれの地域の部分につきましては作業が同じような作業になるわけです。したがって、そういうほうが一番効率的かな、スムーズにいくのかなと、こんなような受けとめをさせていただいておりますので、これも生産組織の中に入って御相談することになるかと思っております。事業実施は生産組織なものですから、そちらのほうにそういったこともというようなことも含めて御説明をしていきたいというふうに思っています。

それから、来年度大丈夫かというお話でございますが、昨年の段階で20年度の要望というようなことで道から要望の調査が来ておまして、名寄市はということで来年は取り組みますと、全地区を取り組みますということでお話をさせていただいております。したがって、特に今道のほうから実はというようなことでの連絡は入っておりませんので、私どもの受けとめとしては今の段階では事業は取り組むというふうに認識をさせていただいているところでございます。

それから、もう一つ、農家の方々のどのぐらいの所得が入るのだというようなお尋ねだったと思

いますけれども、実はこれは先ほど申し上げましたように生産組織が実際に事業を行うわけでございます。したがって、その中ではそれぞれの生産組織の中で、私どものほうで御相談の中では一定のアドバイスなり、そういったものはさせていただきますけれども、基本的には出役に対する報酬ということでございますから、出ていただいた方に対する……生産者も出ていただく、あるいは場合によっては家族の方も出ていただく、あるいはPTAの方も出ていただくかもしれません。老人クラブの方あるいは婦人団体、そういった方々も出ていただけるかもしれません。そういったその実情に応じた形の中で報酬をというようなことでございます。今基準として設けさせていただいておりますのは1日8,800円、時間に置きかえて1,100円というようなことでの単価で、多少業務の内容によっては若干差はあるかと思えますけれども、そういった出役の中で報酬精算をさせていただいているということでございますので、農家のほうのどのぐらい報酬が当たるのかという部分につきましてはケース・バイ・ケース、それぞれの部分になるかと思えますので、この場では把握はしているところではございません。

以上、お答え申し上げました。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） その事務の委託の関係ですけれども、智恵文地区も今の事務と同じ委託先で事務をお願いするということでいいのですよね。その辺、1点確認したいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほども申し上げましたように、智恵文地区につきましてもそういった生産組織が組織されますから、そちらのほうの相談事にはなるのですけれども、私どものほうのアドバイスといいましょうか、助言といいたしましては、そういった形で取り組めますよというようなことの御相談の持ちかけはさせていただきますが、やられるのはあくまでもくどいようですけ

れども、生産組織が決めることということでございますので、でき得れば先ほど申し上げましたように風連地区の区域取りと名寄地区の区域取り、智恵文を含めた区域取りの中での生産組織という部分の中で御相談をしていきたいという考え方でございます。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 近年農業情勢が非常に厳しい中では、ことしも畑作、稲作問わず価格の低迷というのは明確になってきているわけでございますから、ことしの民間調査では水稻、米は46万トン余り余るのではないかと、民間ベースですけれども、そういうことも言われておりますので、できれば次年度についてもそれぞれその生産組織の考え方というものもあると思えますけれども、なるべく現金で返すような形その辺を基本に作業項目等も考えていったほうがいいのではないかなというふうに、物ですとやっぱりどうしても均等にはいかないということもありますけれども、そのところも基本に置いて考慮していただきたいなというふうに思いますし、またこの事業は風連では割とスムーズにいったのではないかなというふうに思いますけれども、今度全市になりますと生産組織がない地区がたくさんあったわけですけれども、その辺十分この事業を理解していただくためにも説明会等もたくさん持って、事業がスムーズにいくように努力をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

それから、最後にですけれども、ダムの関係について最後お伺いをいたしたいと思えますけれども、ダムもこの近隣、岩尾内を除いて5つあると思うのですけれども、それぞれ非常に20年、30年たっているにもかかわらず堆砂が少ないということに私も驚いたわけでございますけれども、ダムは大丈夫だということでございます。しかし、ことしも早いところでは6月5日から番水が始まっていると。そして、ひどいところでは3日に1遍の番水の時期もあったということで非常に苦慮

しているというのが実態なわけでございますけれども、しかも転作率5割ということで、これが本当に食料危機が来て増産できるということになった場合には本当に不安が残るところでございます。この問題については、非常に難しい問題もございませうけれども、改良区や農業者だけでなくて行政もしっかり関与をしながら調査、研修を重ねていくべきだというふうに私は思っているのですけれども、急に増産しようと思っても水がなければできないわけで、これは長期的なプロジェクトとして、年間少ない事業費でも構わないと思うのですけれども、そういった毎年の研究の積み重ねが大きく将来にかかわってくるのではないかなと思っておりますが、その辺の見解をもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 日根野議員がこの質問の頭に温暖化というふうなタイトルをつけたのは、そういう意味合いもあるのかなというふうに思っています。それから、加えてことしにつきましては先ほど来よりお話ありましたように水不足、雨不足というようなことでございます。そんな意味では、農家の皆さん方にことしは十分に農業用水を供給できない、番水をせざるを得ないというような事態に立ち入りました。これは、今後の課題になろうと思っておりますけれども、また機会あるごとにこういう地域実情にあるということも訴えていきたいと思っておりますし、あわせて改良区あるいはそういった関係機関ともそういう実情を共有しながらまた勉強していきたいというふうに思っています。そんなことでは、今後の課題というふうに受けとめさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） この水の問題については永遠に続く課題だろうというふうに、農家、農業をやっている以上は続く問題だろうと思っておりますが、今後ますます先ほど言いましたように地球

温暖化が進む中、調査によりますと2020年には府県については収量的には平均して1割程度落ちるのではないかなという、高温と雨不足等によって。期待がされるのは北海道だけと。しかも、この道北というのは本当にこれから非常に農業をする者にとっては将来的には明るい地域ではないかなというふうに思っておりますので、日本の食料の確保のためにも今から努力を積み重ねていくことが重要だと感じますので、このことを強く要望して私の質問を終わりたいと思っておりますが、ちょっと戻りますが、先ほどのグラウンドの関係で写真を撮ってきましたので、これは終わりましたら教育委員会のほうに資料として提出したいと思っておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改正地方自治法から外3件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 発言の機会をいただきましたので、私のほうから順次質問をさせていただきます。今回は、地方分権改革に伴う地方自治法改正に関連して2項目ほか、計4件6項目について御見解をお伺ひします。

最初に、名寄市副市長担任意務規則についてお尋ねをいたします。本年4月から副市長制がスタートし、トップマネジメント体制が強化されることになりました。名前の変更だけではなく、市長との役割分担によるより効率的で実務的な業務執行と意思決定のスピードアップに期待が求められています。この副市長制が職員の能力と意欲を100%以上発揮するために、この約半年間を顧みて副市長としての実務執行あるいは意思決定、

人事施策等における反省点、そしてその反省点を踏まえた上で本日以降の実務執行あるいは意思決定、人事施策等の機能アップのためにどのような改善の決意を固めているかについてお伺いをいたします。

次に、名寄市自治基本条例についてお尋ねをいたします。平成7年4月1日施行の地方分権推進法に始まり、10年余の歳月を経て昨年12月8日の地方分権改革推進法の制定を受けて、今や全国各自治体において自治基本条例制定の時代の到来を迎えています。この時代到来の開幕ベルを押したのは、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例でした。そして、その翌年には都道府県レベルでは北海道が北海道行政基本条例を制定しています。

さて、名寄市自治基本条例ですが、これまでに制定した自治体によってその名称もまちづくり基本条例あるいは市民参加条例、行政基本条例、市民自治条例と実にさまざまありますが、今なおこうではなくてはならないという確固とした定義はございません。しかしながら、先駆的な役割を果たしたニセコ町のまちづくり基本条例は今なおお手本とされている一方で、道が制定した北海道行政基本条例についてはその存在がほとんどの道民にも知られていない上、制定後も話題になったという話も寡聞にして聞いておりません。これは、やはり条例の内容と制定過程に何らかの大きな差異あるいは相違があったのだろうというふうに推察をせざるを得ません。

島市長は、今定例会の行政報告において、自治基本条例は市民全体でまちづくりを行う基本的な行政運営のあり方を明文化すると、このように述べています。この基本的な行政運営のあり方を明文化するというのは、市民主権の自治体運営ではなく、市役所内の行政執行のあり方を明文化するものなのかどうなのか、まずこの点についてお伺いをいたします。

また、名寄市自治基本条例の基本理念、素案作成など、立案に向けての原課の総務部地域振興課

を核とした今後の法制執務体制とその組織あるいはその法制過程及び現況とその進捗状況、そして当面の課題についてお伺いをいたします。

さて、次に市職員を対象にした公益通報制度の運用についてお尋ねを申し上げます。平成18年4月に公益通報者保護法が制定されました。この法律は、簡単に言えば内部告発を法律で保護し、公益を守り、法令遵守のための有効なツールにしようというものです。既に御承知のように雪印乳業、ミートホープ社に加え、今なおマスコミをにぎわしている石屋製菓など民間企業における不正操業、さらには乱脈経営で破綻をした北海道拓殖銀行、夕張市の粉飾決算、北海道警察の不正経理告発と、いずれも北海道を代表する企業や公的機関で法令違反や不正経理が発覚をしています。

この公益通報者保護法は、もともと民間企業が多発した談合や不正経理、法令違反などを防ぐために先行し、国や自治体にも提供しようというものであります。もとよりそのような事態が今の名寄市に潜在しているとは思いません。しかし、私自身も何度か感じたことではありますが、市役所には膨大な情報を所有していますが、基本的には情報提供に保守的になる傾向があり、内向きに組織維持の原理が働くように思えてなりません。このような傾向は、特に不都合な情報ほど顕著であるというふうに指摘をされています。

職員の中にはコンプライアンス、法令遵守、正義、公平等のそれぞれの立場から内心でじくじたる思いを抱えて日々の業務を続けている場合も完全には否定できないのではないかと推察をいたします。さらなる確実のために、転ばぬ先のつえ、あるいは念には念をことわりとして公益通報制度の具体的運用を提案させていただきます。

公益通報者保護法には、基本的なことだけしか定められていません。通報者が不利益をこうむらないよう、あるいは通報がスムーズにできるための細部運用が必要です。どのように通報者を保護するか、通報の窓口をどうするか、公表や告発の

ための方法や仕組みについて、条例など具体的な運用を考えていく必要があるように思えてなりません。この私の考え方について、ぜひ執行者側のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、独居で閉じこもり市民に対する救援、救済についてお伺いをいたします。毎朝広げる新聞紙面やテレビのニュース番組では、連日のように育児放棄や児童虐待、家庭内暴力あるいは高齢者の孤独死など、読むにつけ、見るにつけ、思わず胸がふさがれてしまうような内容の報道を目にします。こうした生活弱者に対する救済、救援対策は、完全とまではいかなくてもそれぞれ児童保護、高齢者保護の救済法や救援法が整備されています。今回は、こうした法整備の谷間に置かれている青年から壮年世代において単身で独居、その上心因性の疾患を抱えて他者との接触あるいはコミュニケーションに困難を伴い、就労できずに収入が途絶し、生活苦に陥り、辛うじて近親者に支えられている市民についてお伺いをいたします。

こうした引きこもりの青壮年世代の生活を支える近親者もみずからの生活を維持しなければなりません。加えて、高齢化や定年あるいは退職などによる収入減で支援者みずからの生活も逼迫する懸念を持っております。もちろん地域においては、民生委員の方々が足しげく救済、救援あるいは見守りに奔走されていることは十分に承知しております。民生委員の方々が東奔西走してもさまざまな法的な壁の前に、このような青壮年を対象にした生活救援あるいは生活救済法は今のところ残念ながら生活保護法しか見当たりません。しかしながら、生活保護法は本人が市役所まで出向いて申請する自己申請が原則です。他者とのコミュニケーションが図れない、こうした市民が窓口まで赴くことが困難な事例の場合、救済、救援についてのどのような対応、対策を講じているか、またこうした青壮年の事例をどの程度把握されているかについてお聞きをいたします。

最後に、行政報告に関連する質問を2点お伺い

をいたします。午前中に佐々木議員のほうから同種の質問がございましたが、重複しない程度にお答えをいただきたいと思います。今定例会の行政報告では、想像力と活力にあふれたまちづくりの商工業振興の中で中心市街地活性化基本計画策定事業について触れています。それによりますと、本年4月に担当職員を配置したほか、庁内に調整会議を立ち上げたほか、商工会議所においては特別委員会が設置され、中心市街地活性化協議会設立に向けた作業が進められていると述べられています。また、同じく今定例会で提案、可決された一般会計補正予算でも中心市街地活性化基本計画策定関連委託料として50万円が計上されています。同計画に向けた進捗状況と今後の日程、当面する課題についてお伺いをいたします。

最後に、地域自治組織の創設についてお伺いをいたします。島市長は、同じく行政報告の中で市民主体のまちづくりでは、地域自治組織の創設に当たっては町内会の理解や協力が欠かせないことから、現在町内会役員会に出向き、その必要性や活動、体制について説明を行っていると言っています。実は、名寄市において町内会活動に取り組んでいる方々から、地域自治区なるものがいま一つよくわからないというお声を耳にしております。これまでに幾つの町内会で、およそ何名の市民を対象に説明を行ってきたのか、この説明を受けた町内会役員、市民の皆さんからの地域自治区の名称変更を含めた意見や御提言はどのようなのか、また説明に際してはどのような資料を配付し、どのように説明、解説をしているのか、この点についてお伺いをいたします。

以上で私の質問、この場からは終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま大石議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目、4点目の（2）は私から、3点目は福祉事務所長、4点目の（1）は経済部

長から答弁をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

初めに、改正地方自治法に伴う副市長の役割に
ついてお尋ねをいただきました。改正地方自治法
は、御案内のとおり第28次地方制度調査会の答
申を受けて改正され、本年4月1日から施行され
たもので、このことにより当市におきましてもそ
れまで呼称でのみ使用していた副市長職を制度化
いたしました。

この答申では、拡大する自治体の所管する分野
に対応し、さらに地方分権改革により地方公共団
体みずからが判断し得る分野が拡大していること
を踏まえ、従来の上長の補佐、職員の担任する事
務の監督、市長の職務代理という形態から一步進
め、市長の職務権限を委任することができること
とすべきであるというものでありますが、御質問
は制度発足後半年間経過する中で、この趣旨が生
かされているかどうかということであると受けと
めさせていただきました。具体的な数値などにし
て判断するのは難しいものがありますが、とりわ
け昨年3月の合併以降、風連庁舎、名寄庁舎とい
う分庁方式を取り入れている当市におきましては
行政の効率化、迅速化という意味からも調査会答
申の趣旨に沿った副市長制度は必要不可欠であり
まして、今後ますますその重要性は増してくるも
のと考えております。

次に、自治基本条例についてお尋ねがありまし
た。名寄市は、旧風連町、旧名寄市の合併後の新
市のまちづくりを進めていくために平成16年に
新市建設計画を策定し、その中で自治基本条例の
制定がうたわれました。本年3月に新市建設計画
を踏まえた総合計画が策定され、名実ともに新た
なまちづくりがスタートいたしました。自治基
本条例は総合計画の基本目標の一つであります市
民と行政との協働のまちづくりを進めるとともに、
総合計画の着実な推進を図るための役割をも担う
ものと考えております。市民が主体であるという
地方自治のあるべき姿を市民も行政も再確認をし

て、これまで培ってきた仕組みに新たな仕組みを
加えて体系づけて市民と行政との協働のまちづく
りを進めていくことが自治基本条例制定の目指す
べき姿であると考えております。

策定に当たりましては、自治体運営の理念、目
標、基本原則、制度、仕組みなど基本ルールを定
めることとなりますので、庁内における準備作業
も重要なものとなってまいります。昨年11月に
庁内検討部会を設置をしまして、これまで14回
の部会を開催し、準備作業としては最終段階に入
ってきております。今年中に公募による市民や学
識経験者等による仮称であります。市民検討委
員会を設置し、策定に向けた検討を行い、条例の
素案作成をしております。また、素案づくりの
段階で市民から多くの意見や提言をいただくこと
もまた不可欠でありますので、広報なよろやホー
ムページ、出前トークの開催などで多くの情報提
供を行うなど、制定に向けたさらなる展開を図っ
てまいりたいと考えております。

課題は、市民参画と協働の精神が策定過程にお
いていかに確保されるかということでありまして、
このことに留意をしながら進めてまいりたいと考
えております。

次に、公益通報者制度の具体的運用についてお
尋ねがありました。公益通報者保護法につきまし
ては、公益のために通報を行ったことで通報者が
不利益な取り扱いを受けることのないように保護
することを目的に平成16年に成立し、18年4
月から施行されております。このところ自動車メ
ーカーによるリコール隠しや食品メーカーの偽装
問題など、公益に影響するさまざまな問題がいわ
ゆる内部告発や匿名通報によって明るみに出てき
ております。

この法律は、通報した労働者を法的に保護する
ことにより社会正義の芽を摘むことなく、消費者
の保護や公正な社会を実現しようとするものであ
ります。具体的運用はとの御質問ですが、現実問
題としてこの法律の存在が広く周知されているか

といえば、残念ながらそうはなっておらず、また法の内容につきましてもすべての内部告発や匿名通報が保護の対象となるわけではなく、労働者が不正の目的ではなく、政令で定める法律で処罰の対象とされる事実が生じ、または生じようとしている旨を労働提供先や処分権限を有する行政機関等に通報する場合に限ると、また信ずるに足る相当の理由を付す必要があるなど、限られた場合に適用される等、適用条件がかなり厳しく定められておりますので、この法律の適用を受けようとする場合には事前の検討を要することになります。ただし、この法律の適用除外であっても労働基準法あるいは人権保護の面から保護される場合もありますので、市民の方々にもこれらのことを周知していく必要があると考えております。

職員に対してはとのことではありますが、職員に対しましてもこの法律が適用されるとともに、地方公務員法第27条の規定による分限条項、さらには同じく第7条4項の規定による公平委員会が設置されている等、一定の保護はされておりますので、職員のための条例制定等は現在の段階で特に考えてはおりません。

次に、地域自治組織創設の取り組みについてであります。地域自治組織の創設については町内会の理解と協力が不可欠でありまして、6月から町内会役員会等の開催時に出向いて設置目的や基本的な考え方について説明機会を設けさせていただいております。これまでに41町内会、528名の役員などに参加をしていただきました。主な意見といたしましては、1つには設置の目的、必要性が理解しづらい、2つには設置した場合の活動助成と地域負担についてどうなのか、3つには設置区域と活動拠点について、4つには町内会活動との違い、5つには行政との連携する組織体制がわかりづらい、6つには役員不足による町内会からの人的協力の困難性あるいは職員の地域活動のかかわりなど、多くの御意見をいただきました。今後は、いただいた意見を整理し、庁内論議を経

て区域ごとに町内会を含む各種団体に対しての説明、さらにはまちづくり懇談会時において住民説明を行っていきたいと考えております。また、広報やホームページにおいても地域自治組織の設置について掲載をし、市民の方々の理解を深めていきたいと考えております。

設置の時期につきましては、地域との話し合いの中で準備の整った地域から平成20年度をめどに順次スタートしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3の青年から壮年世代の独居引きこもり市民の救援、救済についてお答えをさせていただきます。

引きこもりは、個人によってそれぞれ差があるものと思われませんが、過去に何らかの原因で心の扉を閉ざし、精神面に不安を抱え、一般の方々と接することを避けて地域社会から孤立して生活している方の現状につきましては、今までは市では独自に調査を行っておらず、具体的な人数も把握していないのが現状でございます。また、ここ1年間にこのような内容で市及び名寄保健所とともに相談を受け、実際に御家庭に訪問することを要したような事例はございませんでした。

市の対応といたしましては、まず御家族、親族等の方が道北センター福祉会で行っております地域生活支援センター、総合福祉センターでの精神障害者生活相談、名寄保健所で行っておりますところの相談などを御利用いただくか、御本人、御家族等が福祉事務所担当に御相談をいただくことにより状況を把握し、解決策を関係機関、町内会、地区民生委員等と連携をしながら御本人に合ったサービスの提供やかかわり方を協議していくこととなっております。また、状況により福祉サービス等を利用するに当たっては医師の診断書が必要なことから、専門医と十分相談の上、適切な治療方法等の指導を受けることが重要なことと考えて

おります。

引きこもりは、そこに至るまで幼少期にいじめによる不登校が原因であったり、身体的に障害を抱えていたり、ストレスからくるうつ病等、状況としては多種多様であります。対人拒否は心の病、精神的な病と考えております。そうした方の状況を改善していくためには、専門医のもとで時間はかかると思いますが、根気よく御家族、親族や関係者が御本人と会話することで対人不安を取り除き安心感を持っていただくことが解消の第一歩であり、状態に応じて外に出る機会を設け、少しずつでも社会と交流することができるよう促していくことが必要と考えております。

市立病院では、本年4月からデイケアを実施しておりますし、市といたしましても先ごろ開設いたしましたあべクリニクのデイケア事業に支援を行い、環境の整備に努めているところでございます。いずれにいたしましても、引きこもりにつきましても御家族、親族等からの御相談に基づき、御本人の状況によって保護の適用や利用できる制度内容が異なっておりますので、名寄保健所、民生児童委員連絡協議会、町内会とも連携しながら慎重かつ適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私のほうからは、中心市街地活性化に対します策定の進捗状況についてのお尋ねでございました。

中心市街地活性化に当たりましては、名寄市新総合計画で進めておりますまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化基本計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。市役所の内部に先ほど申し上げましたように調整会議を設置して検討に入っております。人口の減少と少子高齢化社会が到来する中、都市機能の中心地への集積、それからコンパクトなにぎわいあふれるまちづくりを目指す

ために現在都市計画マスタープラン、それから住宅マスタープランとの整合性を図りながら議論を進めているところでございます。

特に都市機能の集積の中では、先ほどもお答えを申し上げましたが、1つにはにぎわいの創出をどうつくるのか、2つ目にはまちなか居住の推進をどう進めていくのか、3つ目には公共交通機関の利用者の利便性をどう図っていくのか、4つ目には商業の活性化、つまり商店街の皆さん方の活性化をどういうふうにしていくのかというようなものを柱に、高齢者や子供にも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を進めているところでございます。

御案内のように商工会議所が中心となりまして、中心市街地活性化特別委員会が8月に設置されました。商工業者の立場から都市機能の集積などを核として、いかに中心市街地のにぎわいを回復していくのか議論を重ねているところでございますし、お互いに会議での議論内容を交換しているところでもございます。今後設立予定の協議会の意見のみならず、地域住民のさまざまな意見、参加、協力をいただき、ハード事業、ソフト事業両面からも検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。それでは、順次お答えをいただいた答弁をもとに再質問をさせていただきます。

まず最初に、名寄市の副市長担任意務規則について、この点について御質問をさせていただきます。御存じのように事務規則の中には、先ほども中尾総務部長がおっしゃっておられましたが、名寄庁舎担当あるいは風連庁舎担当、それぞれ2名の副市長が名寄市の副市長としていらっしゃるということでございました。これはまた副市長の定数条例もございしますが、本来ということでございましたが、さきの名寄市特別用途地区建築条例調

査特別委員会、これにおいては名寄庁舎担当の副市長がほぼ前面に立って答弁をされておられました。規定の中に、市長が特に必要があるときには規定にかかわらずその事務を担当させることができる云々の規定がございますので、この用途地区の調査特別委員会では名寄庁舎の副市長が担任されていた、これはこの2条3項の規定によって行われたのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 規定からすれば、そのとおりでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） また、今お聞きしました例、名寄の徳田地区という事情もあって今回は名寄庁舎の副市長が担当されたのだらうというふうに思いますが、なかなか業務執行というものは規則、規定どおりにはいかない、こういう適用除外事項で初めて物事というのは成り立つのだなということもまた改めて再認識をいたしました。

ところで、私は同委員会では委員として審議に加わらせていただきました。今振り返ってみますと、審議では本来なすべき条例、条文について審議を深めていくというふうに私は考えていたのですが、本来はその条例、条文以外のところで大いに時間が割かれてしまったということで、結果として直前に迫っていた企業の進出を1つの……これから進出をしてくるのかもしれませんが、最初に進出をされてきた企業を今回の条例で規定することができなかったという、いわゆる実効が上がらなかった条例として私自身も委員として深く反省をしています。同じく調査特別委員会で執行者側として答弁に立たれていた今副市長はどう考えておられますか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） さきに議論をいただきました建築制限条例の関係につきましては、実効のある条例をぜひ制定したいと、こういうふうに考えておりました。条例そのものは議決をいただ

きまして、市の姿勢というものははっきりと認知をいただいたというふうに考えてございます。しかし、残念ながら施行期間に着工ということになってしまっていて、結果として実効が上がらない条例になってしまったということについては大変残念に思う次第でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） そういう今副市長のお話を聞いて、また6月の定例会、3日に開会した今定例会とずっと見ていまして痛感していることが1点ございます。それは、質問に立つ議員へのある意味で配慮なのかもしれませんが、答弁者の回答が迂遠な上、余りにも慎重でダイナミズムが感じられない。実は、今私も4件6項目について質問をしているのですが、違和感はあるのです、正直申し上げます。つまり私を含めた同僚議員の質問に対して先延ばしや、あるいは総論的で、検討あるいは調査、研究の範疇内で回答されているなというふうに思っております、これは私だけかもしれませんが。とはいえ一方で答弁者の心中をしんしゃくすれば、議員の質問に対して反論、反駁あるいは反問できない現状の名寄市議会にあっては、それぞれ答弁者側にとっても内心じくじたるものがあるのだらうというふうに考えます。はっきりイエス、はっきりノーと旗幟を鮮明にした回答で、市長との役割分担による効率的で実務的な業務執行あるいはスピーディーな意思決定、あわせて議会対応の指揮を期待してやまないというふうに私は考えております。また、そうしていかなければ政策のストックができず、その都度質問者への答弁をつくっていくという極めて非生産的な事務処理が行われている、あるいは大変言いづらいのですけれども、内容の乏しい議会対応になっているなという、この私の危惧に対してぜひ副市長としてお答えをいただきたいのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 副市長制度と十分に関

係するのかなというふうに、そのような御質問かなというふうに思っておりました。

実は、先ほど中尾総務部長のほうからも副市長制度については説明をさせていただきましたけれども、1つは地方自治法の変った趣旨なのであります。今までも地方自治法の153条だと思えますが、その中で長の事務を委任を受けるという、こういうことが残されておりました。167条では副知事、副市長の仕事ということがありました。この2つが関連をしているのでありますけれども、長の仕事を委任できるということでありましたけれども、必ずしも明確でなかった。今回の自治法改正では、そこのところが長の仕事を委任ができる、このことは変わっていませんけれども、委任を受ける副市長の仕事として企画、政策、これらについてはつかさどることができる、あるいは委任を受けた場合にはきちんと告示をするということで、ある意味では仕事の範囲が明確になったと、いわば副市長の権限が強化されたというふうに見ても間違いのないのではないかと、そういう解釈が一般的であります。そのことが実務の上において、そのようにすぐいくかどうかということに関しては、しばらく時間がかかるのではないかとこのように思っております。

といいますのは、やはり仕事を進める上で、これは合議制もありますし、それから最終的にいろんな情報を集めて首長の判断というものもございます。したがって、それらをどううまくその合議制と首長の判断をやっていけるのかというのがこの自治体の私ども運営をつかさどる者の役割だろうというふうに思っております。法律が改正になったから、すぐ権限が強化される、そしてまたそのことが反映できるというのは、なかなかそのようにはなっていないということなのであります。

翻って、今御質問がありました議会における答弁の内容もそうでありますけれども、少し隔靴搔痒の感があるなというふうな質問でありますけれども、私どもの姿勢としまして、これは今できる

こと、それから検討しなければならないこと、できないことと。したがって、その検討しなければならないことというのが比率が多い場合には、今大石議員のほうから質問がありました、これは少し先延ばしが多いのではないかと、こういうようなこととなりますけれども、例えば先ほどのワクチンの例なんかも含めまして、これは現状の中ではでき得ませんと、これは検討課題ですと、こういうふうにさせていただいているところでございます。

反問権の話も出ましたけれども、なかなか今の制度の中ではそれはでき得ないということで、道内の栗山町議会でしょうか。その中で、議会の中の条例をつくってそれを制定するというのをやって脚光を浴びておりますけれども、現状の中では反問をするというよりもむしろ議場の中で質問のあったことについては私どもの見解を述べて、そのことに対してまた再度質問をいただいて討論をしていくということの中から政策決定をしていくというふうにしていきたいと思っております。

少し迂遠な表現でということも表現としてありましたけれども、そういう場合も正直言っておりますけれども、それは別に遠慮してとか、あるいは物事を先延ばしてということではなくて、今なかなかそこまで踏み込んで答弁できないようなこともありますので、そういった場合については心情を察していただくところも正直言ってございますので、迂遠な表現になる場合もありますけれども、姿勢としてはやや今できること、できないこと、それから先に検討したいことと、この3つに分けてしているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） まだ再質問が山ほどあるものですから、副市長については今後ともぜひトップマネジメントの体制の強化によって業務執行と意思決定、スピードアップ化、ぜひ期待をさせていただきます。

続いて、名寄市の自治基本条例についてお伺いをいたします。最初にお断りをしておきます。島市長にお伺いをしたいと思います。名寄市の自治基本条例制定に当たって、島市長御自身はどのような自治基本条例をおつくりになりたいのか、あるいは市長として職責を果たしていく上で、どのような自治基本条例であってほしいのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治法が戦後制定されて半世紀以上経過しているわけですから、地方自治についての憲法上の位置づけ、あるいは市民の権利も含めてのそれらは、もう体験的に持っているわけでございます。しかし、平成12年でしょうか。地方分権一括法が施行されました以降、権限が国から都道府県あるいは都道府県から市町村と、こういうことに移譲が進みました。さらに、法律の改正の精神が地方の自己決定、自己責任、このことについて大きく制度が変わったという状況がございます。そういう中であって、それぞれの自治体が持つ各種計画についても専門家あるいはコンサル等がつくる計画ではなくて、住民がいかに参画をした上で計画をつくっていくかと、この計画の実効を高めるために市民の皆さんにより計画を理解をしていただくというのが基本的な考え方であります。

今までも基本条例が制定をされないままであっても各種の情報公開も含めていろんな取り組みをしている実態がありますけれども、先ほど言及されましたニセコ町の条例というのは、特に住民の皆さんから見まして、それは特異の条例ではないと。当然当たり前といいたいでしょうか、そういうことが条例上の位置づけがされていないということが自治基本条例の制定に機運として高まっているのではないかと、こんなふうに思っております。

私は、今まで総合計画の策定等については市民にいろんな情報公開をする中で策定委員の参加を求め、あるいは各種審議会等にも女性の委員の登

用など、多方面の掘り起こしをしながら計画策定等を進めております。そうしたことをしっかりと市民の皆さんに理解をしていただく、さらには権利として持っていただく、このことがこれからの地方自治の執行のためにどうしても必要と、こういうふうに思っているわけでございます。

合併業務等がありまして、この取り組みについて、風連の自治の歴史も含めて少し時間がかかっている部分があります。そういう市町村合併と自治基本条例とが平成17年、18年とふくそうをした状況の中で20年、1年かけてということも含めて時間を配慮しているわけでありまして。特にこの条例の制定は、条文を整備すればいいということではなくて、やはり生きた条例、市民の皆さんにそのことがしっかりと理解されて、まちづくり等に条例を基本として、きちんとどのような執行体制が変わっても条例が中心に動いていくと、こういうことでなければならないと、このように思っているところであります。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 残りが13分になってしまいましたが、自治基本条例の最後についてお伺いをいたしたいなと思います。

素案あるいは試案作成等、立案に向けて原課となっている総務部地域振興課を核とした法務執行体制は現スタッフでまず十分に対応できるのか。基本条例は、お聞きしている中では議会あるいは議員、そういったほぼフルセットで整備をされるということ聞いております。いずれ関連するであろうパブリックコメントであるとか、あるいはこの自治基本条例を制定する方法の中に住民投票というのが入ってくるかどうかはわかりませんが、そういった関連の条例や制度の整備も必要となってくるだろうと。こうした政策立法あるいは立法法務あるいは運用法務、前回のよう建築関連で一時騒がれた訴訟法務だとか、そういった法務執行体制が今私は名寄の庁内を拝見していて非常に不安を感じております。これについてどう考

えておられるのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど来報告をしておりますけれども、現在はやはり自治基本条例もまず職員がきちんと理解しなければできないだろうと。そのためには、作成段階から職員にかかわっていただくということで、地域振興課が中心になりまして職員でプロジェクトチームをつくって実施しております。これは、単に案文をつくるということではなくて、職員の理解度も深めるという作業も含めて実施してございます。あわせて、大学の教授1人、その道の方をアドバイザーとして、毎日に来られませんが、時折ポイント、ポイントで来て、今後段お話があった多岐にわたる部分についてどう考えたらいいのか、そのところは単に指導をいただくということではなくて、議論をして決めていくという立場で作業を進めているということでございます。原案ができ上がって、先ほどの市民段階でのこの議論になっていく際に幅広い意見を求められると思いますので、あくまでも担当だけということではなくて、その段階では私どもも積極的に議論にかかわって責任ある体制をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 自治基本条例に関する質問は最後だというふうに申し上げたのですが、もう一点追加でお聞かせいただきたいと思っております。

今学識経験者というふうに、加えた中でさらに煮詰めていきたいというようなお話でしたが、あるいは市民検討会、いろんな段階の中で議会は構成メンバーに入っているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 現在のところ議員の皆さんについては、その議論の中間報告をするというようなことで現在までも進めてきております。現在までもというのはこの件でなくて、ほかの案件なんかも含めまして。したがって、市民委員会

の中には議員の皆さんについては、今まではっきり構成は決めていませんけれども、今までの慣例でいきますと議員の皆さん方には入っていただく前に市民レベルでの議論をいただくと、こういうふうにご考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 自治基本条例がフルセットで装備されるということですから、その中には議会、議員が入るということですね。その規定の検討、素案の段階で議会も何らかの形で、市民あるいは学識経験者あるいはリーダーシップを発揮していただくために首長も入っていただいて、こうした市民、学識、首長、議会という、こういう4者による構成もぜひ検討していただきたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

残りが9分となってまいりましたので、公益通報者制度の運用について簡単に御質問をさせていただきます。先ほど市職員は、地方公務員法あるいは分限、そういったもので身分が庇護されているということでもございました。加えて、お話しただいた民間の通報の窓口等あるいは方法等については、ぜひ早急に対応を進めていただきたいと思っております。

次に、独居の閉じこもり市民に対する救援、救済について1点御質問します。引きこもりと閉じこもりの違いについてお教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 明確な区分については私自身も承知しておりませんが、現在の私の知識としては社会的引きこもりと理解しております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 何冊か専門書があったものですから、ページを開いてみますと、それぞれ私もわからなかったような定義とか概念というのが書いてございますので、ぜひそちらのほうでも読んでいただきたい。

そして、心因的な疾患を持って対人が非常に困

難であるという方に対して出てこいということにはならぬだろうと。ぜひ市のほうから出向いて、なかなか戸口をかたく閉ざしているという方についてはノックをして、ひとつお声をかけていただいて、民生委員の皆さんあるいは地域の皆さんと一緒に温かく見守っていただいて、救済、救援の方法についてぜひ考案をしていただきたいというふうに考えます。

最後のほうの質問なのですが、自治組織についてなのですが、実はちょっと質問の中では申し上げたのですが、地域自治区というのがよくわからないと。こういうかたい名前では、町内会の上に新たな組織ができて、私ども町内会長あるいは副会長、総務部長もいるのかもしれませんが、そういった方が自治区長というのでしょうか。そういった方々の指示や命令を受けて、手足のごとく使われるのではないかという不安も実はお持ちの方がいらっしゃるようです。ですから、今の町内会組織に新たな組織ができるという、町内でも多分お話が出ているのだらうと思いますが、屋上屋を重ねることにはならないかという一抹の不安を持っている方がいらっしゃるようです。私も説明会には出させていただきました。その際気になったのは、非常にプレゼンテーションがうまくいっていないなというふうに思いました。ですから、資料の整備も必要だろうと。あと、町内会役員の方は高齢者が少なくはないのです。ですから、目で訴える、耳で教える、いろんな方法があるのですが、もう少し理解をしていただくために地域自治区という名称も含めた新たなやわらかな呼び方でやるだとか、もう少しかみ砕いた名称で、あるいは組織の内容についてもビジュアルに、市役所にはプロジェクターだとか、いろんな最新設備もあるようですから、そういったものを駆使して御説明をいただきたいというふうに考えております。

あとは、中心市街地活性化法にかかわるところで御質問ですが、つい先ごろまで大型店の問題でまちを二分するような市民の意見が分かれており

ました。今回の先ほど申し上げた条例が議会で決めた。建物が徳田地区では既に土台からもうかなり立ち上がっているという中で、まだ後ろ向きな見方をしたり考え方をしたりすることなく前向きに、それほど迂遠な表現ではなく、前を見て中心市街地の活性化という基本計画の策定というふうに向けて市内の商工会は理解を深めているのかどうか、1点お聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 前段の質問でありますけれども、自治組織、確かに内部的な議論でも名称を工夫しようということになっています。まだどうするかはわかりませんが、まだ自治区では少しどうなのかということもありまして、もう少し名称を工夫しなければなりませんねということです。

先ほど中尾総務部長から、6点にわたって出された意見を集約しています。ほとんど大石議員のおっしゃるとおりの中身になっておりまして、目的がどうもわからないとか、非常にまだまだ不安だということもあります。ぜひこれらについてはプレゼンテーションをもう少し工夫してわかるような議論をしていきたいというふうに思っています。くれぐれも私ども訴えているのは、かつての行政委員組織みたいな行政の下請組織ではございませんと、このことだけはきちっと訴えさせていただいております。しかし、かといって行政が全く手を支援しないということではなくて、やはり行政とのつながりをきちっと持たなければならぬだろうと、こういうふうに考えておりまして、地方自治法で決めている地方自治区もそのような考え方を持っています。事務所を持って、あるいは自治区長を置くというふうに思っていますけれども、そこまでいくかどうかということも含めましてきちっと整理をしていきたいというふうに思っています。

中心市街地の関係で、補正予算でも若干年末大売り出しの関係で議論がございました。やはり議

論は議論として、長い間かかってやりましたけれども、随分やはりそれは賛成する方も反対する方も双方にとって前向きな議論になってきたなというふうに思っています。とりわけ関係する商業者の議論につきましては、昨今の動きの中で大変議論としては活発になってきたということでもあります。一部新聞で報道されておりましたけれども、商調法によります商店街振興組合の動きにつきましても先般連合会で役員会をやりまして、ある意味では決着をつけるといいますか、もうそのことよりもむしろまちづくりの議論だと、こういうふうな方向転換をしようという意思統一をしたということも聞き及んでいます。それらも含めまして、かなり議論としては前向きになっているのかなというふうに思っているところでございます。私どももこの周辺情勢を分析をしながら、この議論というのは一緒にやっていかなければどうしてもできませんので、先ほど来手間本部長のほうから答弁していますように4つの柱を持って、その柱をだれが担うのかということで議論を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

合宿の里づくりで交流人口の拡大について外1件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をしてみたいと思います。

私は、新人議員でございます。初めて一般質問に立たせていただきました機会を得ましたことに心より感謝をしているところでございます。自衛隊生活36年間、名寄市に35年間、昭和47年からお世話になって現在に至っているわけですが、名寄市の将来のため一つでも恩返しができると思います、一市民として、自衛隊OBとして責任と誇りを持って頑張ってみたいと思います。

それでは、通告順に従って質問してみたいです。

初めに、合宿の里づくりで交流人口の拡大についてお尋ねいたします。名寄市は、健康の森やスキー場周辺の体育施設を整備、合宿の里づくりで交流人口の拡大に取り組んでいると聞いております。サンピラー交流館は、昨年11月11日に供用開始され、中でも国内最大級のカーリング場も同日にオープンされました。名寄カーリング協会では、こけら落としとして第1回北海道知事杯カーリング大会を開催されております。カーリングホールでは、全道規模の大会のほか、オリンピック選手等を招いて講習会やカーリングイベントの開催のほか、地元の愛好者だけでなく、近隣は士別、遠くは札幌、帯広などから愛好者が集まり、土日は各種大会の日程で埋まるほどの盛況ぶりを見せております。オープンからの利用者は7,825人と当初の目標を62%も上回り関係者を驚かせているほどであります。今年度においては、サンピラー交流館、カーリングホールが日本オリンピック委員会から2010年のバンクーバー五輪までではありますが、競技別強化センターに認定されました。このことによりオリンピック選手の冬合宿及び各種の大会等が期待されるところであります。名寄市としては、カーリング協会との協力をどのように行っているのか、またどのような方法で合宿の誘致をされるのかお知らせください。

2点目、サッカー場及び陸上競技場についてお尋ねいたします。近年土から芝のサッカー場で開催される大会が多くなってきており、ふだん土のグラウンドで練習しているチームが本番の大会を想定し、練習環境を求める傾向が強くなってきております。このため芝のサッカー場を整備、管理している健康の森がサッカー場が多く利用されている状況にあります。本シーズンも旭川、札幌の高校、大学、そして地元の高校やサッカーチームの合宿、少年団の大会、また陸上競技場においては札幌大学のアメリカンフットボールチームが40名の練習合宿、地元の陸上クラブチームの練習等、体育施設の有効活用がなされている状況にあ

ります。夏合宿のみならず、合宿成果を発揮できる大会の開催もしくは大会の誘致につながれば交流人口の増加に期待が持てます。名寄市としては、体育協会及びサッカー協会との協力をどのように行っているのかお知らせください。

3点目、ピヤシリシャンツェ及びピヤシリスキー場についてお尋ねいたします。国内で最も早く飛べるジャンプ台を有する名寄市日進ピヤシリシャンツェに第5回サマージャンプ大会に合わせ合宿のため名寄入りした山形、秋田、岩手の東北地方や東京都の道外チームを初め、道内では旭川から中学、高校、大学のジャンプチーム等、大勢の選手が合宿を行い、連日鮮やかなアーチを楽しませてくれました。毎年12月に国内初の公式大会が開催されるピヤシリシャンツェは、冬季公式開幕第1戦開催場所であることに加え、全日本スキー連盟強化合宿基地として高い評価を受けていることから、長野県白馬ジャンプ台とともにナショナルトレーニングセンターのサテライト的役割を担う日本オリンピック委員会のスキー競技強化センターの認定を受けたことにより、冬合宿の増加や大会の開催に大きな期待が持てると思います。オリンピックでメダルをねらう一線級の選手の育成や競技力の向上に大きな役割を果たすことになるでしょう。ピヤシリスキー場においても雪質が日本一の特性を生かし、アルペン選手のスキー合宿のみならず、大会等の誘致により交流人口の増加を期待するものであります。

施設を管理運営する名寄市にとって、夏冬の合宿は施設の有効活用と大きな経済効果を生み出す面からも積極的に取り組むべきだと思えます。合宿で名寄の地を訪れた選手たちを地域全体でサポートするような受け入れ態勢の構築を名寄市としてはどのようにお考えになるのか、またスキー連盟との協力をどのように行っているのかをお知らせください。

次に、市営南水泳プールについてお尋ねいたします。昨年6月から着工しておりました市営南水

泳プールは、防衛施設周辺整備費の助成を受け、総事業費約2億3,860万円で建設されておりましたが、ことしの春、名寄市スポーツセンターの市営南水泳プールが完成し、5月19日、オープン式が行われました。オープン式終了後には、早々に市内の水泳少年団の子供たちが力強い泳ぎを見せておりました。

水泳は、全身の筋肉を使った運動であり、水圧によるマッサージ効果によって全身の血行が促進されることから、健康維持に有効な運動として注目されております。また、浮力によって重力による負担が軽減されるため、ジョギングなどで起こりやすいひざなどへの故障が少ないことから、リハビリテーションとして積極的に活用されております。

市営南水泳プールは、25メートルの一般用プール6コースと幼児用プールが備えられているほか、男女別採暖室も設けられ、冷えた体を温めることができる近代的なスポーツ施設であります。また、場所も市内の住宅地に近いスポーツセンターの隣であり、利用に便利なことから、子供からお年寄りまで楽しめる夏の市民のスポーツ施設として有効活用されることを期待しております。名寄市としては、市営南プールを運営管理するに当たり、体育協会との協力をどのように行っていくのか、またオープンから市営南水泳プールの利用状況をお知らせください。

2点目、施設の現状についてお尋ねいたします。市営南水泳プールの完成に伴って、親子の新たな触れ合いの場となるとともに、多くの市民がスポーツやレクリエーションとしてにぎわうことを期待しているところでございますが、水泳少年団による日々の練習、水泳協会によるところの水泳教室、一般市民あるいは親子連れの利用、また小学生、中学生等、大勢の市民が楽しく利用できる市営南水泳プールを維持管理されているところではございますが、不都合な点あるいは問題点等はないのか。時々市民からの要望と申しますか、苦情

も耳にいたしますけれども、維持管理者側から見た市営南水泳プール施設の現状をお知らせください。また、問題点等がありましたら、それらに対する対応策もお知らせください。

3点目、自転車置き場の設置についてお尋ねいたします。現在自転車置き場は、プール管理棟の北側に車約20台の駐車可能な専用駐車場の一部を仕切り自転車置き場として使用されている現状であります。市民の安全で安心したまちづくりが望まれている現代社会において、歩行者、自転車、車の出入り口が同じ場所であり、余り広くない専用駐車場の一部を仕切っているため駐車スペースも制約を受け、自転車と車の接触事故等、危険な状況が予想されます。楽しいはずのスポーツやレクリエーションが一瞬の事故により悲しい思いをさせるようなことは未然に防がなければなりません。そのためにも車の出入り口と競合しない別な場所に自転車置き場の設置を求めます。スポーツ施設の東側等に自転車置き場の設置のお考えはあるのかどうかお知らせください。

4点目、道路及び入り口までの舗装についてお尋ねいたします。市営南水泳プールに至る道路及びプール施設の入り口までの現状は未舗装状態であり、しかも道路とプール施設の入り口の間には側溝はなく、道路のほうが高い位置にあるため雨天時には道路から流れた水及び駐車場から流れた水で入り口付近に水たまりができ、歩行者及び自転車利用のお客様の通行に不快感を与えているのが現状であります。水たまりができれば泥水の付着等により、スポーツ施設管内に泥水や砂、また晴れている日はほこり等の混入が予想されます。プール施設内の環境衛生の面から見ても重大な悪影響を及ぼすことが考えられます。したがって、道路の舗装、入り口付近の舗装及び側溝の整備を行う考えがあるのかお尋ねし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目の1、2

点目、ともに私からの答弁とさせていただきます。

初めに、合宿の里づくりで交流人口の拡大について、小さな項目の（1）から（3）まで関連がございますので、お答えをいたします。名寄市のスポーツ合宿は、当初冬季スポーツが中心であり、昭和54年に行われた冬季国体開催を契機に整備されたスキー競技施設を利用し、全日本公認大会の継続的開催を続けたことにより全日本スキーの合宿基地として選手を迎えておりました。平成7年からは陸上競技場が利用可能となったことにより大学陸上部、実業団陸上部や多目的運動場でのサッカーチームが合宿を行うようになり、夏季合宿についても盛んに行われるようになりました。また、ミディアムヒルシャンツェがサマー仕様になったことにより夏季にもジャンプ競技の合宿が始まり、シャンツェ、陸上競技場を中心としてトレーニングが行われております。

平成18年度の合宿は63件、延べ人数は3,280人、冬季はスキージャンプ、クロスカントリー、アルペン、カーリング、夏季についてはジャンプ、サッカー、アメリカンフットボールなどの種目で合宿が行われております。本年6月に全日本ジャンプチームの海外のサマーグランプリ派遣メンバーの選考合宿が行われた折には、財団法人名寄市体育協会、なよろ観光まちづくり協会などが中心となって監督、コーチの歓迎交流会が開かれ、激励をしてきたところでございます。

カーリング競技では、昨年度の合宿は2件、延べ92名でございました。今年度は11月からオープンを予定し、名寄カーリング協会主催の大会を含め、全日本カーリング協会主催の教室、日本選手権北海道選考会、北海道シニアカーリング大会などの全道規模の大会が予定されてございます。大会に向けての事前合宿など、大いに期待しているところでございます。

健康の森、陸上競技場のフィールドと多目的広場ではアメリカンフットボール、サッカーで利用され、合宿が行われております。サッカー競技で

は、道内トップレベルの北海高校と旭川北高校が合宿を行い、地元高校との交流試合を行うなど競技力の向上が図られています。また、ふうれん望湖台森林公園ではアメリカンフットボールで利用され、北海道東海大学、釧路公立大の合宿が行われております。

スキー競技での全国、全道規模の大会は例年開催しているピヤシリジャンプ大会のほか、北海道スキー選手権や北海道高校スキー選手権が予定されており、事前合宿も行われる予定でございます。新たな展開として、ピヤシリシャンツェがスキージャンプ競技、道立サンピラー交流館がカーリング競技のJOC認定競技別強化センターに指定されました。このことから、両施設を利用したトップレベル競技者の育成強化が図られ、国際競技力向上が期待されており、名寄での強化合宿が一層多くなることと思われまます。

御質問の交流人口の拡大には、合宿の受け入れや大会等の開催、体育施設の有効活用などが考えられます。受け入れにつきましては、なよろ観光まちづくり協会、大会の開催については体育協会及び各連盟、協会とともに推進を図ってまいります。体育施設の有効活用については、指定管理者である名寄市体育協会、名寄振興公社と協議を行い、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、市営南プールについてお答えをいたします。初めに、施設の利用状況についてお答えをいたします。南水泳プールは、昨年6月より防衛施設局の補助を受け、市内では初めての室内プールとして建設工事を進め、完成いたしました。加温式25メートル6コース、幼児用プール、採暖室、多目的トイレを配置し、屋根には合わせガラス、トップライトを使用し、室内の熱効果を高める工夫をしております。ことし5月19日にはテープカット、模範水泳などを行い、オープン式を挙行了したところでございます。オープンの日から8月末まで、開設日で105日で1万4,980名の

利用となっております。

2つ目の施設の現状についてお答えをいたします。南水泳プールの現状としましては、シャワー室、更衣室に水がたまる等のふぐあいが生じました。これらは、既に施工業者と確認を行い、応急措置等を行っておりますが、今シーズンのプール閉鎖後に全体点検を行い、手直し等を含めた対応をしていきたいと考えております。御不便をおかけしておりますが、御理解をお願いいたします。

(3)、自転車置き場の設置についてお答えをいたします。自転車置き場は、プール管理棟の北側に整備しております。現在は、自転車置き場と駐車場スペースの入り口が1カ所のため、自転車と車の接触事故等を防ぐためセーフティーコーン等により区分けしております。しかし、そのために車の駐車場が若干狭くなっておりますので、より安全性を高めるため、プールの東側に若干スペースがありますので、そこに駐輪場を確保してまいりたいと考えております。

(4)、道路及び入り口までの舗装についてということでございます。南水泳プール前の道路は、防じん処理道路であります。昨年のプール工事、また豊栄川改修工事等で大型車両の通行により大変傷んでおり、ことしに入り砂利で補修をいたしました。現在も豊栄川の改修工事の大型車両が通行していること、また秋に豊栄川にかかっている人道橋の改修工事も予定されているため、整備はその後になると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるため若干再質問させていただきます。

まず、1項目目の合宿により交流人口の増大についてであります。道立サンピラー交流館、カーリングホールがカーリング競技、ピヤシリシャンツェノーマルヒルがスキー競技で名寄市が保有す

る体育施設が一度に2カ所も日本オリンピック委員会から特別強化センターに認定されたことにより、名寄市も全国にその名が知れ渡ることでしょう。2つの体育施設を利用した合宿の増加が予想され、トップレベルの選手の育成強化、競技力の向上が図られるところで、交流人口の増加が期待されるところでございます。

先ごろ大阪で開催された陸上競技世界選手権大会に参加するドイツの選手団が隣の士別市で事前合宿を行い、選手団のチームマネージャー、ジークフリート・ショーナートさんが士別の静かな環境やホテルの充実した食事は想像以上、調整には最適の場で選手たちの仕上がりは順調とコメントしております。事前合宿の結果、女子砲丸投げで銅メダルほか5個のメダル獲得の合宿成果を上げておりますドイツ選手団や選手団の世話を奔走する士別教育委員会、選手団が宿泊するホテル関係者にも喜びの声が広がっております。

名寄市としては、合宿の里づくりで交流人口の拡大に取り組んでいるところでございますが、合宿の誘致の方法はどのようにされるのか。選手によい環境で練習してもらいサービスを充実させるとともに、合宿で名寄を訪れた選手たちのサポートを地域全体で行う受け入れ態勢の構築が必要です。名寄市としての合宿の受け入れ態勢をどのようにお考えなのか。サンピラー交流館、健康の森、ピヤシリシャンツェ、共通した同じような質問でありますので、1つにまとめて受け入れ態勢をどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今までにも合宿の里づくりという形の中でそれぞれやっておりましたけれども、一番の交流人口の入り込みにつきましてはやはり温かいもてなしというのが一番だというふうに聞いております。これは、それぞれの宿泊をした選手あるいはコーチ、監督等がホテル、旅館等に泊まった中で、それぞれの地域の特色を持った出迎え、そんな形で名寄の昭和54年のま

ごころ国体ではないですけれども、そうした真心を持って迎え入れたということがまずもってその名寄に来るという条件になっておりまして、それがまた口コミの中でほかの実業団なり、あるいは大学を呼び込んでいるということがございます。

また、今般JOCの認定競技別の強化センターに指定をされたということで、これにつきましてはまだ具体的にどのような形でということにはなりませんけれども、トップレベルのそうした競技あるいは選手の強化ということでもありますから、そういった部分の中で今後どうしていけば交流人口の拡大につながっていくか、あるいは一般のそうした競技者等も含めてどうしたらこういうふうな交流人口の拡大、入り込みの拡大につながっていくのか、今後また体協等も含めてスキー連盟、そうしたいろんな形の中での団体と協議を進めながら今後の検討とさせていただきますというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのように努力していただいて、できるだけ多く合宿で名寄を訪れ、また訪れた選手たちが名寄はよかったと思われるような措置を講じていただきたいと思います。

続いて、市営南水泳プールについての再質問をさせていただきます。市営南水泳プールは、名寄市内、しかも住宅地に近く、スポーツセンターの隣という便利なところでもあり、施設も新しいため利用者が多いと考えられます。ぜひ今の状態、長く続きますように期待するものであります。

続いて、施設の現状についてお尋ねいたします。市民からの苦情等について、現在応急措置等を行って対処しているとのことであり、またプール閉鎖後に全体点検を行い手直しされるということでもありますので、ぜひ市民が納得し、安心して使用できるように補修していただきたいと思います。

市民からの苦情に基づいて確認したところ、プールサイドにある側溝の排水が余りよくないため常に水がたまり、側溝に青カビ等が繁殖している

状況であります。また、ロビー付近は湿気がたまりやすく、環境衛生の面からもよろしくないため側溝の補修とロビーの換気装置の設置を求めます。

続いて、自転車置き場の設置についてお尋ねいたします。現在専用駐車場にセーフティーコーンで区別していますが、自転車と車の出入り口が同じであるため自転車と車の接触事故が予想されます。接触事故等が起きてからでは遅いのです。事故を未然に防止するため早急な措置、対策が必要であります。プール東側のスペースを有効活用して自転車置き場を確保するとのことですが、いつごろになるかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 南水泳プールの水処理の関係でありますけれども、オープン間もなく議員御指摘のとおり水処理が非常にふぐあいになっているということでもあります。シャワー室、更衣室等、そして今申されたようにプール内の側溝等も水がたまると。これは、実際に水を使うところでなぜそうした処理が完全にできていなかったかというのが非常に不思議なのですけれども、それらについては体協、そして教育委員会、そして施工業者、建設水道部ということで見まして、そのふぐあいを確認をして、先ほど申しましたようにプール閉鎖後改修をしていくと、そういったようなことで今検討しているということですので、その辺については御理解を願いたいというふうに思います。

それから、自転車置き場につきましてはプールの北側ということで、若干込み合うと非常にそういった危険性もあるわけですが、現在は今利用者も少なくなってきたということで、余り出入りがないということで、現状では北側に置いたり、あるいは東側は砂利でありますけれども、そこに一時置いているということでもあります。ただ、砂利だけでは倒れるだとかという、そういったこともありますので、新年度になりましたら自転車駐輪スタンドといいますか、そういったもの

の設置だとか、そんなことも考えていきたいなというふうに思っております。

それから、ロビーの換気ということでもありますけれども、これは利用者の方の中で換気ということになっておりますけれども、現状は窓をあけている限りにおいては余りふぐあいがいいというふうに聞いておりますので、どのような状況で換気が必要なのかということをもう一度調査をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのようによろしくお願いいたします。

続いて、道路及び入り口までの舗装についてお尋ねいたします。市営南水泳プール前の道路は、防じん処理の道路ということですが、プール建設中の車両の通行等でなくなったのか、現在は防じん処理の痕跡等はありません。晴れている日はほこり、雨の日には水たまりができる状態があります。また、秋に豊栄川にかかる人道橋の改修工事が予定されているため、整備はその後ということですが、秋のいつごろに予定されているのか、また側溝の整備及び入り口までの舗装のお考えはないのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御質問がございましたプール前の市道の件でございます。現況は乳剤散布の防じん、今議員が言われたように工事用の車両が通行しているためにめたくたになっているというふうに私も現状を押さえております。

土現のほうの豊栄川の改修事業が今のところどのような形で進められるか、ちょっと私どもも確認しておりませんので、歩道橋の仮設と幾分河川の掘削が入ると。そうすると、またあの道路を使うということも考えられます。その辺ちょっと土現と調整させていただきまして、旭川土木現業所と調整させていただきまして、終わり次第乳剤散

布ではなくて、今度は再生合材を使いました舗装にしていきたいというふうに考えています。幾分車両の通行がないことも含めて、そんなにないことも含めて、今よりは完璧なものができる。

署名議員 山 口 祐 司

あわせて、今言っていました自転車の駐輪場ですか。プールの東側ですね。それも道路と一緒に施工をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

側溝の件は、どうしてもあそこに雨水渠が入っていますので、柵を設置して水が抜けるような感じにいたしますので、御理解をお願いします。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひ早急な対処をされることを望みまして、終わりいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 駒 津 喜 一